

日程第1 一般質問

6番 中塚 礼次郎

(1) 農業と商工業の活性化について

3番 松澤 文昭

(1) 大規模災害に対する村の防災対策についてPART2

7番 桂川 雅信

(1) 下水道事業の経営改善について

(2) 上水道事業の今後の事業計画について

(3) 長野県SPF種豚センター環境対策について

(4) 桑原地区産廃処理場問題について

(5) 半の沢への谷埋め盛り土問題について

(6) ツツザキヤマジノギク（イナノギク）の自生地復元を学校教育で取り組めないか

(7) アンフォルメル美術館を文化芸術活動の拠点と位置づけ全国に情報を発信することで村の新しい魅力を構築すべき

(8) 第6次総合計画やその他の村づくり計画を、リーダーシップを持ってPDCAを回す組織が行政内部に必要ではないか

4番 大原 孝芳

(1) 上伊那郡内において、消防団のポンプ・ラップ大会が取りやめになっている影響について

(2) 地方自治に対する最近の政治動向について

8番 柳生 仁

(1) 消防団の訓練について

(2) 見えない子どもたちの心の声を聴いているか

(3) 環境について

5番 松村 利宏

(1) 防災・減災について

(2) 中長期計画（活性化・人口減少対策）について

出席議員（10名）

- 1番 片桐 邦俊
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 大原 孝芳
- 5番 松村 利宏
- 6番 中塚 礼次郎
- 7番 桂川 雅信
- 8番 柳生 仁
- 9番 鈴木 絹子
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	富永 和夫
教育長	下平 達朗	総務課長	中平 仁司
会計管理者	半崎 節子	住民税務課長	村澤 ゆかり
保健福祉課長	菅沼 元臣	振興課長	松村 恵介
建設水道課長	小林 好彦	教育次長	松澤 広志

職務のために参加した者

議会事務局長 井原 伸子
 書記 座光寺 てるこ

平成31年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成31年3月7日 午前9時00分 開議

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)

　ご参集ご苦労さまでございます。

　ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

　本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

　日程第1　一般質問を行います。

　通告順に発言を許します。

　中塚礼次郎議員。

○6　番　(中塚礼次郎)　私は、さきに通告いたしました「農業・商工業の活性化について」質問をいたします。

　さきの議会全員協議会、そして議会開会の村長の所信表明で平成31年度予算の重点、公約に向けた施策について村長より考えが示されました。

　私は、その中で持続可能な村づくりと発展のためには村の基幹産業である農業、商工業の活性化による発展が重要な根幹と考えます。

　そこで、農業施策として農地利用集積を図るために農地利用相談員の設置、作付作物等の相談に集落支援員との考えが示されました。

　中川村の農業、農家、農業者は、農業者の組織である農業協同組合と村の農業施策で守られ、発展してきました。

　しかし、今、上伊那農業協同組合は、農業、農協を取り巻く情勢は、2016年～18年の3カ年の間に国際貿易交渉の進展や国の規制改革推進会議等による農協法改正に伴う農業・農協改革など、農業、農協は常にグローバル化や市場原理主義の波にさらされてきたこと、また農協法改正による公認会計士監査が実施され、部署ごとの収支均衡、健全化経営や決算財務プロセスの適正な実施が求められること、政治的な圧力が強まる中で、J A上伊那は、改めて協同組織としての原点に立ち返り、農協改革に伴う自己改革による事業、活動を行うことが責務と捉えるとしております。J A上伊那の長期構想3カ年計画重点事項として、先ごろ各地区で持たれた組合員懇談会を実施したわけではありますが、そこで明らかにされた内容は、農協、農家にとって最も重要な営農指導体制が2020年4月から広域営農センターへ移行し、中川支所には組合員営農課(仮称)が置かれ、行政営農センターの窓口、広域営農センターへの取り次ぎ、農業相談は簡単な相談など「組合員のよりどころとなる。」と言う、農協がそう言うおるわけですが、新たな部署の設置が示されました。農業を基幹産業とする中川村農家・農業者にとって大問題、大きな不安材料となり、この対応が大変心配されます。

　そこで、J A上伊那の長期構想3カ年計画は、中川村農業と農家、農業者にとって

大きな影響を及ぼすものと考えます。村の農業は農協と行政によって支えられてきたものであり、村営農センターの運営にも大きくかわることですから、事前に農協の長期構想、計画について話が農協からされ、行政との間で協議が持たれたのかどうか、関連について質問をいたします。

○村　長　　村に対しての協議、事前協議というものはございません。

　　たまたま、ことし1月28日だったと思いますが、に開催をされました中川支所の運営委員会に出席しておりました農協組合員でもあります村の職員から書類を入手いたしました。それで計画の内容を知ったところでございます。

　　2月6日の日にJ A上伊那の役職員の皆さんと中川村の理事者、担当課長との間で農政懇談会を開催、これは毎年開催をしておるところでありまして、その場で正式に計画の内容をお聞きしたということでございます。当然、この場では、協議という形ではなく、計画案の説明があったわけでありまして、事前に入手をいたしました計画で幾つか疑問点がありましたので、このことについて私のほうからお聞きをしたと、それに対して、この計画の本質はこういうものであるという、そういう説明があったということでもあります。つまり、計画案を説明するというスタンスでございまして、考えてみれば、農協の決定事項、決定の過程の中での話ですから、組合員に対しては2月の営農懇談会で、もう既に終わっておりますけれども、そこで説明をして意見を聞いていくと、こういうお話でありました。

○6　番　(中塚礼次郎)　農協のほうからは事前に話がなかったということで、計画は一応説明があったというふうなことでありますが、村の農業行政、営農センターの運営というのは農協とも大きく関連を持ったセンターということでもありますので、農協の出されておる計画は、営農センターの運営の上で支障だとか問題点、懸念になる点が多々あるかというふうに思いますが、その点についてどんな考えを持っておられるか質問いたします。

○村　長　　営農センターにつきましては、中川村の農業全体の方向性を決定して、村の農業振興に責任を負っていくと、こういう組織であります。中には農協の営農経済課の皆さんを中心にして参画をいただいております、専門的な立場から農業振興の大きな意味での方針、意思を決定していくと、こういうことでございますので、今の新しい2019～21の3カ年の新しい計画の中での、先ほど議員のおっしゃったようなことが実際に行われるとすると、こちらの営農センターのほうには、大体月1回、必要なときに会議をやっておるところでありますので、出向いてきてもらってということになりますので、そういう意味では通常とそれほど変わらないかなとは思いますが、営農指導っていうことは営農センターではできませんので、いわゆる営農指導を行うのは長野県の農業改良普及センターの職員であり、当然農協の技術指導員の皆さんでありますので、そういう観点から言ったら、なかなか指標というか、従来どおりにはいなくなる可能性があると思っております。

○6　番　(中塚礼次郎)　営農センターの上の上でも、今、村長が言われたように、支障は、やっぱし出てくるんじゃないかというふうに私も考えます。

それで、JAは事務の集中化と効率化によって出向く体制、要するに訪問により営農指導体制を強化して各種の相談に応じるというふうにしておるわけですが、南部の営農センターは駒ヶ根市支所構内に設置されることから、細かな対応は今も申しましたとおり大変難しいというふうに考えられるわけですが、村の31年度の施策では、作付作物等の相談に集落支援員が当たるとのことです。作物の作付の品種、それから技術指導、販売面も含めた相談まではとても不可能だというふうには私は考えるわけですが、そういった不足の部分を補うことは大変難しいというふうには私は考えるわけですが、この点についての考えをお聞きいたします。

○村長 集落支援員につきましては、栽培指導ができる方を雇用していく予定ではございますが、中川村は果樹、野菜、もちろんお米、非常に多くの、キノコもあります。多くの品目が栽培されておまして、経営指導を含めて、村全体も含めて、その経営指導を集落支援員が担えというのは、これは全く無理がある話でありますので、要するに引き続きJAの指導を受ける必要があるというふうに思っております。

JA上伊那の計画では、訪問指導体制を強化していくというふうに、今おっしゃったとおり、そういうふうに文言で書かれておりますけれども、向こうに行ってしまうと、きめ細かな指導って無理が出てくるのではないかとというふうに、私は余計厳しいんじゃないかなあというふうに思います。そういう意味で、逆に、そういう形であったとしても指導体制は今まで以上に何とかしてくださいよと、これを言わざるを得ないということになります。

○6番 (中塚礼次郎) 村で考えている集落支援員が農家のどれだけの手助けというか応援ができるかということになるかというふうに思いますが、農協の指導も含めて、その点をバックアップできるような人材を含めた対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、農協の3カ年の計画では、2020年度から営農指導体制の広域センターへの移行というふうなことから資材店舗3店舗への集中によって中川から資材店舗がなくなり、農業機械センターは飯島から駒ヶ根センターに移り、飯島の広域の果樹の選果場は箕輪に集約されるというふうになっております。それに加え、信用事業の店舗再編ということがありまして、片桐支所の金融、共済が廃止され、小規模支所という扱いのようですが、その支所は完全に廃止されるということで、金融の業務は、先ごろにも新聞にもちょっと報道で出ておりましたが、金融の移動店舗での対応ということになるようであります。

私は、これらのさまざまな問題の大事は国の推し進める国際貿易交渉や農協法の改正による農業・農協改革があるというふうに考えるわけですが、農家、農業者の生産意欲が薄れ、農業離れが一層進行するのではないかとというふうに懸念をいたします。そして、さらに農業の荒廃地化へと進んで行ってしまうんじゃないかとというふうには大変懸念をするわけですが、村としてのその点についての対応と考えをお聞きします。

○村長 まず、資材店舗が駒ヶ根に移る影響をまず考えてみますと、まず一つ、病害虫が発

生したときはどうするかということでもあります。これは、対応策につきましては、JAの技術員、それから改良普及員に現地指導していただく、見ていただいて指示を受けて、農薬を発注して、駒ヶ根まで行って、電話をして確認をして、あるか、ないか言っておいて、「ありますよ。とりに来てくださいよ。」と行くわけです。行って、もらってきて、用意をして、SSとか、ああいうやつで、動力噴霧器とかで防除すると、この段階でも手間と時間が非常にかかるわけです。

それから、資材につきましても、問い合わせをして確認をします。なければ民間の資材センターに行くわけですね。どちらにしても、その中間の手間が非常にかかるということでもあります。

ましてや、統合っていうのは、統合することによって職員を削減していくということでしょうから、配達は恐らくできないだろうというふうに思っておるわけでありませぬ。

次に、民間の資材店について、余計なことかもしれませんがちょっと考えてみますと、今あるのは、中川の資材店舗から距離を見ますと、飯島まで行くに10km、七久保に6km、それから松川にあります南信州農協の上片桐店に4km、高森にあります資材店には7kmと遠いわけであります。南向地区が奥地という言い方は失礼かもしれませんが、なおさら遠くなります。

農業機械センターの統合の影響もちょっと考えてみました。引き受けと配達はしていただけるんでしょうけれども、ただし料金がかかなり上乗せになってくるんじゃないかなあというふうに思っていますし、中堅ですとか若手の経営体の皆さんは一括注文をしたり、機械の整備というのは自前でやったりっていうことでなれているんでしょうけれども、家族経営を中心にしてしている農家、70代を過ぎたところが中心になっておりますけれども、これは、まことに不便であります。

これが結果として農業離れや経営縮小、もしかしたら廃業に拍車をかけるというか、後押しにもなりかねないというのが私の判断であります。そういうふうに思っておりますので、影響は大だということではないかなと思います。

○6番 (中塚礼次郎) 今度の農協の長期計画の計画が示されたわけですが、これは中川村にとって非常に大きな問題だというふうに考えますので、2月に行われた1回の懇談会で、各地で相当な農家の方たち、組合員の方たちの意見もあつたり不満もあつたり、それが、こんなのが農協かというようなお叱りの意見も聞いております。そういう意味では、この問題は農協の計画だからというふうなことで見過ごすわけには私はいかないんじゃないかとというふうに考えております。何とか農業の側に声を上げていくっていうことが、やっぱし中川の基幹産業である農業を守り、農家組合員を守っていくということで、特に大きな農家はなんです、本当に家族経営でやっておる兼業農家にとっては非常に大きな問題になるというふうに考えますので、その点は何とか解決できる方法を探っていけなければいけないんじゃないかとというふうに考えております。

次に、農業振興、農業の活性化を進める上で、農産物販売の販路開拓、観光農業、

農家民宿、6次産業化への取り組み強化は欠かせません。中でも6次産業化は、必要性を言われながらも、なかなか難しい課題となっております。

6次産業化を進めるためには、主体となって取り組む部署が私は必要というふうに考えます。この点について具体的な考えをお聞きいたします。

○振興課長 現在の窓口につきましては、営農センターの事務局であります役場振興課を中心に取り組んでいます。

国が言います6次産業化は、農林漁業者が生産ではなく加工、流通、販売にも主体的にかかわり、新たな付加価値を創造し、もうかる産業を目指すというふうにしております。

もうかる農業や地域活性化の一つの手段が6次産業化でありまして、6次産業化にこだわる必要はないかなあというふうに考えております。

村で行っております農家民泊の取り組み、販路拡大、観光農業、木の駅事業やジビエの取り組みもこの一つに当たるかなあというふうに思っております。

また、若手農家でワインの取り組みもあり、振興課が窓口となりまして農業者、国、県等、関係団体との調整や話し合いの場を設けている、そういったようなこともございます。

しかしながら、村全体で農業、商工業、観光などが連携し、もうかる農業や地域活性化を進めていく上では、行政での取り組みについては限界があるというふうに思っております。既定の枠にとらわれない新たな組織の設立が必要というふうに思っております。

○6番 (中塚礼次郎) 課長のほうから、今、進めていく上では新たな組織が必要じゃないかというふうなお答えがありました。

農業振興、それから活性化を図るためには、以前からその必要性が言われている仮称ですが交流センターの設立は欠かせないものであります。

1月に実施をいたしました議会運営委員会の行政視察で群馬県の上野村に視察に行ってまいりました。

上野村の独自の施策では、一般社団法人上野村産業情報センターの運営が村をつくるための役割の一翼を担っておるということで、上野村では、産業づくりに村全体が協働で取り組んでいくためには、それぞれの団体、個人の活動をまとめ一体的な事業展開をすることが必要であることから、事業を円滑に進めていくために行政と地域の間立ち柔軟にコーディネートしていく公益性を持った中間組織、法人として上野村産業情報センターが設立されておりました。

そこで、設立に向け今後取り組まれていく交流センターの機能、役割について考えを聞きます。

○振興課長 仮称ですがけれども交流センターに求められる機能につきましては、行政と農業者等の地域の間立ちまして関係団体の意見をまとめながら農業や観光等の地域振興を独自に進めることができる、そういった機能かというふうに思っております。

役割につきましては、行政ではできない、もしくは扱いにくい、もうかるための取

り組みや地域活性化の推進に必要な事業の一端を担い、行政と地域、これは生産者や事業者等になりますが、または消費者の間に入って柔軟に事業展開を行えることができる公益を持った経済活動を行うことになるというふうに考えております。

具体的な活動内容につきましては、観光農業の農家民泊や体験事業、観光関連、営業販売として農産物の販売やPR、農産物加工施設との連携、また農業振興としまして農業担い手の確保、育成、労働力の支援といったような業務のほうを検討しているところでございます。

○6番 (中塚礼次郎) 設立される交流センターについて、上野村の先進事例から、公益性を持った中間支援組織として法人化の検討も私は必要ではないかというふうに考えるわけでありまして、村としての考えをお聞きいたします。

○振興課長 交流センターにつきましては、先ほど申しましたとおり、行政と地域、民間との中間的な立ち位置で、経済的な理論だけではない機能や役割を果たすといった意味では、公益性を持った中間支援組織という位置づけは、まさに交流センターにふさわしいものだというふうに考えております。

当面は、交流センター、主には振興課になろうかと思いますが、を中心としました現行体制の中で準備室的に取り組みを開始いたしまして、事業内容や人人体制を見定めつつにはなりますけれども、現時点では、公益性、自由な事業展開、社会的な信用を勘案して一般社団法人の設立が望ましいというふうに考えております。

○6番 (中塚礼次郎) 一般社団法人として、すぐにではないけれども、そういった形に持っていくという課長からのお答えだというふうに理解いたします。

交流センターがセンターとしての機能を十分発揮するためには、まず先に立つ人と積み上げた経験が必要というふうに私は考えます。センターの運営の要員としては地域おこし協力隊が考えられるわけでありまして、3年を経過すればセンターを去るのではなく、そこで生計を立て、自立でき、事業の発展のために頑張れる職場とすることだというふうに考えるわけでありまして。成功するか否かは、まず人、とにかく採用時の人選も重要だというふうに考えます。村の考えを聞きます。

○振興課長 交流センターを担う人材としましては、議員のおっしゃっていただいたとおり地域おこし協力隊や集落支援員を予定しております。

地域おこし協力隊につきましては、今までもいろいろな分野のほうで活躍をいただいております。

地域おこし協力隊を雇用する際には、住宅の確保ですとか、活動中の相談、活動終了後の移住、定住、起業、生活など、こういった支援も必要になってまいります。3年の任期終了後も村へ移住、定住を前提にさせていただきまして、新規就農を目指す方、法人等オペレーターに進む方、交流センターで引き続き活動を行うなど、交流センターの仕事をしていただきながら3年間の活動の中で自分に合ったスタイルを見つけていただきたいというふうに考えております。それに応じた支援をしていくということも必要というふうに考えております。

人選につきましては、村が行おうとしていますこういった内容につきまして十分活

動内容をご理解いただきまして、理解のある方と、また3年後の起業、また移住、定住の意向を示している方を選考していきたいというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 課長のほうから具体的に考え方が示されました。何とか、この交流センターで働く人たちが中川村で持続して生活をして仕事ができるような形に持っていったらというふうに考えます。

次に、商工業、観光業の活性化ですが、村の基幹産業の一翼を担っている商工業、そして農業、商業を補完する観光事業、これが一体となって活力ある持続可能な村として発展していくものと考えます。

商工業においても後継者や人材不足、建設現場においては技術者等の問題がありますが、これが大きな問題となっております。

商工業の継続発展のための村からの支援策もありますが、活性化のための一つとして都会や村外からの起業者、また村の中からの新規事業の立ち上げも大きなものがあるというふうに思います。

起業者を呼び込むためには、まず住居の確保、移住後の安定した所得が見込まれるまでの支援が必要ではないかというふうに考えます。

村としても、今までお試しシェアオフィス、お試し住宅などの設置施策に取り組んでおり、また空き家利用補助金制度の拡充、新たに若者等宅地取得補助金制度の創設がされるようになっております。

そこで、空き家利用補助金制度の拡充と宅地取得補助制度の詳細の内容についてお聞きいたします。

○総務課長 それでは、まず空き家利用補助金制度の拡充についてちょっとご説明を申し上げます。

詳しくは予算特別委員会でご説明を申し上げる予定でございましたので、詳細はとのご質問ですが、要点ということでお願いをいたします。

移住、定住というふうによく言われるわけですが、今回は定住ということに、より重きを置きました。これまでの制度では家の持ち主の方が改修して貸し出すということも補助対象にしておりましたけれども、今後は借りた方がご自分のライフスタイルに合わせて改修する場合に限定をしていくつもりでおります。

また、空き家を除却、なくしてしまうということですが、それについても地主さんが更地にして貸すという場合は対象外というふうにしまして、あくまで住む土地を借りる、あるいは購入をして更地にすると、そういう場合に限定をしまして、補助の金額については上限を引き上げてまいります。

それから、家主さんへの支援ということでありますが、家財の整理、あるいは清掃と、およそ使えないと思われる附属屋等の撤去、外構の工事への補助については、補助率を高く設定して、より貸し出しやすくなるというふうに配慮をいたしました。

また、改修に係る補助につきましては、通常50万円を想定しておりますが、村内の事業者を使った場合には100万円にいたします。

また、地域の住民の皆さんが主体となって定住促進のための活動を行っている地区

に加入する方、村内では小平地区や美里地区が該当するかと思いますが、そういう場合にはプラス20万円というようなことを考えております。

それから、ご質問にありました若い世代の宅地取得に関する補助制度であります。現在の子育て世代住宅取得支援事業など、既存の補助制度を拡充することで導入をしていく方向でありますけれども、いわゆる要綱のレベルまで、まだまだ完璧に詰まり切っておりませんので、今ここで詳細を申し上げることはできません。

また、補助対象地区を限っていくということは考えておりませんが、小平の分譲地の販売というイベントがあるということは念頭に置いております。

この部分の予算につきましては、当初予算に計上した範囲の中でスタートをしていきまして、状況によって補正をお願いするということになるかと考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) ぜひ、これらを利用して定住される方が中川に大勢の方が来ていただけるような、村外への情報発信等もしっかりやっていただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたが、移住後も安定した所得が見込まれるまでの支援として生活の補給金制度について考えを聞きたいと思っております。

○総務課長 生活補給金であります。いわゆる福祉施策として養護老人ホーム入居者の方などに対する支援があるということは承知をしておりましたけれども、移住者に対する支援としては珍しいのかなあと思っています。確認して、ほかにそういう話を聞いたことがございません。それだけ起業をしてから事業を継続するという条件の厳しいところなのかと創造をするところでもあります。こういった制度があれば、移住して起業をしようとする方への呼び水にはなるかというふうに思いますけれども、上野村の例では3年間という限定だそうでありますので、その後には独立をしていかなければならないわけでありまして、その後のビジョンが描けるかどうか本当の勝負ということかと思っております。

当村に限って言いますと、非常に財源の限られる中でありまして、現時点ではちょっと考えられないかと思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 村に来て起業しようという人たちは、この所得の問題が一番問題となって、なかなかちゅうちょするということがあるので、私はここに、金額の問題はありますし、年数の問題もあるかと思いますが、そんなことで何か踏ん切りをつけてこの村に来られるようなことができればというふうに考えます。またこのことも、検討もまた加えていただきたいというふうに思います。

次に、観光事業の活性化についてであります。観光農業、農業作業体験とか、もぎとり体験というふうなものもあるわけですが、農家民宿、それからキャンプ場など、幅広い分野に観光事業というのは言われるわけですが、今後、陣馬形魅力創造プロジェクト事業による陣馬形山山頂整備が行われます。キャンプや山頂への日帰り客は年々増加しておりますが、陣馬形山の経済効果は村内の事業者や宿泊施設に還元されてきませんでした。陣馬形の持つ自然資源を村内への経済効果として村内循環させる仕組みづくりが重要で、課題だというふうに考えます。

そこで、それには設立が計画される交流センターが大きな役割を果たすものというふうに考えます。先ほど振興課長のほうから、そのことに若干触れたようなお答えがありました。このかわりについての考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 交流センターの業務につきまして今考えていますのは、先ほど振興課長が答弁をしたようなこととございます。宿泊施設ですとか観光資源は、申し上げますと、やっぱり少ないかなあというふうに、当村においては、思うわけでありまして、その分、農家民宿・民泊ですとか、ファームサポート、こういった部分では、南信州の地域の皆さんには及びませんが、比較的整っていると、そういった面では、農業観光といえますか、体験、農業体験、そういったことを中心にして観光部門っていうのを強化して推進していくことが望ましいだろうなあというふうに思っております。

観光資源が少ないわけでありまして、陣馬形や四徳の人気は今非常に高くなっております。多くの方が訪れていますし、この効果を村内に循環できる仕組み、こういったものはやっぱり必要だなあというふうに思っております。

伊南DMO、これは10月の設立っていうようなことを目指してはおるわけですが、滞在ツアーの素材としては、このものは非常に高い評価を得ておりますので、村の観光協会ですとか、伊南DMO、それから今あります南信州観光公社と連携をして、村や村内、近隣町村で循環できる仕組みを進めていく必要があるだろうなあというふうに思っております。

(仮称)交流センターにつきましては、農業ですとか観光、商工業の産業を結ぶパイプ役として地域産業の活性化に寄与できる組織にしていきたい、このように考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 交流センターと観光とのかかわりについてもお答えをいただきました。

陣馬形山頂からの伊那谷の眺望と望岳荘宿泊施設を結びつけた取り組みを私は急ぐべきだというふうに考えるわけですが、この点についてお考えを聞きします。

○村 長 今、村や中川村観光協会ではありますが、陣馬形の案内にあわせまして望岳荘等の村内施設を利用していただく案内を行っております。陣馬形山や四徳へ訪れた方に村内の数カ所をめぐっていただくという仕組みは必要であるということとございます。

先ほども申しましたとおり、伊南のDMOでも陣馬形とチャオ、それから、いろんなところでアートといいますか、芸術家といいますか工芸、こういったことをやっているところが多いものですから、こういった、いわゆるアートというものを含めた滞在型ツアーを考えたらどうかということで、これを中心にして数多く今出て、議論をしておるところであります。企画案っていうのは多ければ多いほどよくて、その中からきつといい組み合わせも生まれるだろうなあというふうに思っております。

伊南DMOのツアー等の案を出し合う部会があるわけでありまして、どなたでも参加できるようでありますので、望岳荘の職員にも参加を促して、その中で、しっかりとした位置づけ、一緒に考えていくというようなことに参画をしていってもらえればというふうに思っております。望岳荘自身も当事者意識を持って、望岳荘自身で

もって、第三者的なことを言うつもりはなくて、私は観光開発株式会社の代表取締役という、そういう立場でありますけれども、職員も当事者意識を持ってもらって、村、それから望岳荘自身のよいところの情報発信や企画立案にも参加していってもらおうということを考えておるところであります。

○6 番 (中塚礼次郎) それでは、最後の質問とさせていただきますが、陣馬形山、陣馬形山頂施設、キャンプ場を含む、この経済効果を村内に循環させるために、陣馬形山山頂施設を望岳荘の指定管理下にとりうふうな考えもあるわけでありまして、その可能性はどうかということについて質問いたします。

○村 長 陣馬形キャンプ場につきましては、平成20年度まで桑原キャンプ場管理組合に指定管理や業務委託をしていた時期がありました。けれども、現在は村の直営施設になっております。

陣馬形キャンプ場を指定管理施設として中川観光開発株式会社をお願いすることは可能であろうというふうに思います。そこで、言い方は変ですけども、望岳観光開発株式会社、望岳荘のほうにお泊り、あるいは食事に来ていただいたお客様、こういったものを山頂での営業などに、さまざまな営業にお連れをするとか、そちらのほうに誘導するということが、これは観光開発株式会社の仕事になりますから、これはできるだろうという、できるのではないかと、もう今思っておりますので、そういうことは十分考えられると思います。望岳荘の今後のあり方ですとか、陣馬形キャンプ場のあり方については研究中ではありますが、早く、施設ができ上がってまいりますので、早目に検討して、一番いい方向を出してまいりたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 山頂の整備も進んで、完成、できてくるということで、最後に質問しました陣馬形山の指定管理について、そのことによってあそこの客さんをマイクロ、車等で運べるようになれば、この経済効果は大きいというふうに考えますので、ぜひ、その点も検討いただきたいということを申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、3番 松澤文昭議員。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに通告した一般質問の通告書によりまして「大規模災害に対する村の防災体制についてPART2」ということで、12月の定例会の一般質問における村側の答弁内容の疑問点と、前回時間切れとなってしまった点について引き続き村の考えをお聞きします。

前回の質問においては、大規模災害が起きたときに村民の命を守る防災体制の構築が図られているのかを中心に村の考えをお聞きしました。答弁を聞く中では、大規模災害が起きたときに本当の意味で村民の命を守る体制が構築をされているのか疑問を持った点もありました。

特に、防災計画においては地域特性を生かした防災計画が必要であり、三六災害時の貴重な経験、体験が防災マップに反映されるような地域に根差した防災計画の策定

及び継承が重要だと考えます。

また、中川村のような小規模な自治体では、防災に対する専門担当者がおらず、防災担当者も他の業務を兼務しており、人事異動もあります。このような体制は小規模な自治体の宿命でもあるわけですが、この体制でも大規模災害に対応しなければなりません。したがって、職員体制、職員の意識改革を図る必要があると考えます。

加えて、12月下旬のテレビ番組の中に町役場を襲った津波で28人の職員が死亡、なぜというような報道番組があり、興味を抱いて視聴しました。その内容は、岩手県内で東日本大震災時の犠牲者が陸前高田市に次いで1,285人を数えた大槌町に関して、旧役場庁舎前駐車場の対策本部にいた加藤町長と職員、計28名がなぜ死亡したかを検証する内容でした。検証内容は、中川村の防災体制に警鐘を鳴らすような内容がありました。

そこで、「大規模災害に対する村の防災体制についてパート2」ということで、村の考えをお聞きしたいと思います。

先ほど申しましたように、大槌町の旧役場庁舎前駐車場の対策本部にいた加藤町長と職員計28名がなぜ死亡したかを検証する報道についてお聞きをします。

大槌町の災害報道検証において、被災を受けた役場庁舎は町中心部に位置しており、大槌湾に注ぐ大槌川の河口まで1kmの場所にあり、津波に襲われる危険性が高いため、町の防災計画及び職員全員に配布した防災手帳には、地震が発生した場合、高台にある村所有の施設に災害対策本部を設置するように記載をされていました。しかし、実態は、津波の危険性が高い役場庁舎前に災害対策本部が設置されています。この大槌町の対応に対する、まず村長の所管をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今、議員おっしゃった報道番組については、ちょっと私は見ておりませんが、その後で、大槌町の町役場の中になぜ多くの職員が津波で亡くなったかということについて検証をする特別室といいますか、こういったものを平成28年だと思いますが、つくったようであります。これについては、その結果が検証報告書として出ているようであります。概要版だけは、簡単にエッセンスを書いてありますので、ちょっとまだ目を通しただけであります。後でじっくりもう一回見ておく必要があるかというふうに思っております。

今、所管はということでもありますけれども、一般論として申し上げるならば、津波の危険性が非常に高い所に本部は恐らく設置はしないだろうというふうに思うわけがありますけれども、あの役場の庁舎前に設置をしたということは、それなりの——それなりのっていうか、理由があるかと思うわけがあります。結果的に正しかったとは思わないわけでもありますけれども。そういう意味で、津波に対する認識がどうだったのかってということも、やっぱり疑問に思うところでもありますけれども、細かいこと、承知はしておりませんので、ちょっとその程度にしか、もちろん全く考えていないということではなくて、ちょっとその程度にしか、ちょっとお答えできません。

○3 番 (松澤 文昭) 大規模災害時においては、やはりこういう心理が働くということで、前回の一般質問の中でもお聞きをしましたけれども、やはり何でもないといたがる

心理的傾向、正常性バイアスといいますけれども、そういうものや楽観バイアス、あるいは過去の類似災害の経験から避難しなくてもよいというような間違った判断をする経験の逆機能が働いてしまうというような感じがあると思います。

この中川村でも、やはり大規模災害はいつ起こってもいいんですけれども、そういうことは中川村では起こらないのではないかとというような、こういう判断があるんじゃないかと思うわけでありましてけれども、そこら辺に対する村長のお考えはどうでしょうか。

○村 長 さきにありました西日本豪雨災害でもそうですし、言っているのは、まさか、うちは安全だと思っていたと、こういうことを言われておる、そのことを今おっしゃっているんだろうと思います。

昭和36年の災害を経験しておりますので、一つは、その経験があつて、経験をされた方は私たちよりかなり上の年齢になってきておるわけでありましてけれども、その後普及したこととかありますので、まあ大丈夫だろうと、その間、かなりな期間、もちろん大きくは昭和58年の災害ですとか平成18年の災害、こういったこともありましたけれども、それらは、それほどのことはなかったということからいって、うちは大丈夫だろうというふうにとどうしても思いがちであるということは、よくわかります。

○3 番 (松澤 文昭) 大規模災害については、前回にも議論しましたように、あした起こっても仕方がないというように危機感を持って対応していかないと、いざというときに本当に大災害につながってしまうというふうに感じておりますので、そういう点について役場の中でも危機意識を持って対応していただきたいなと思うわけでありまして、以下、またいろんな部分で議論をしていきたいというふうに思っております。

それで、2つ目の検証の中で、災害対策本部にいた、これは20代の女性職員の家族の証言ではありますけれども、女性職員は家族との話し合いの中で、町の災害訓練において災害対策本部はいつも役場庁舎前に設置されておったということで、地震を想定した訓練の中でも災害対策本部を高台に設置しなんで役場の庁舎前に設置しておったということの中で、地震に対する対応がこれでいいのかということを実は家族に話しておったということが報道されています。大槌町の防災訓練が訓練のための訓練になっておったというようなことが考えられるわけでもありますけれども、中川村でも地区の防災訓練だとか、それから、いろんな部分で防災訓練をしておると思いますけれども、この検証内容を含めて、村長はどのように考えるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 災害対策本部について申し上げますと、機器類といいますか、今、無線ですとか電話、インターネット回線使う、パソコン、コピー、それから、そこに関連する皆さんが集まってくる、それから、そもそも住民基本台帳などの情報がなければ安否確認もできないだろうということで、高台の施設では災害対策本部として、こういったものが本当にすぐにそこへ持っていけるのかってというようなことも思うわけでありましてけれども、根本は津波がそこまでは来ないだろうというか、でも、あれですね、職員に

渡してある個々の防災手帳には何かあったら高台に逃げろって書いてあったということは、これは、ちょっと判断とすると非常にまずかったのかなあとというふうに思うわけでありまして。要するに、生き延びなければ対策本部も何もないわけでありまして、そういう意味では、訓練のための訓練をやっておるといことは、指摘をいただくと、これもまずいかなとは思いますが、中川村としましては、避難所達庁舎の安全、こういったものの安全性については、まず確認阻止なきやいけないわけでありまして、恐らく大丈夫だろうなあとというふうに思っております。

しかし、いつどのような災害が発生して、庁舎がどの程度の被害を受けるかわかりませんが、バックアップ体制は常に考えていく必要があります。

ただ、住民の皆さんに毎月やっていただく避難訓練といいますが、こういったものについては工夫をしていく必要は、もちろんあると思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今話もあつたわけでありまして、先ほども若干申しましたけれども、中川村でも地区の防災訓練だとか、それから役場でも防災訓練が実施されていますけれども、やっぱり訓練のための訓練ではいけないなあと感じています。やはり大規模災害を想定した実践的な訓練、やはり、それから、あわせて大規模災害時におけます地区内の災害実態をいかに検証していくかと、そういうことが大事かなあとということでありまして、実践に役立つような訓練が必要かと思うわけでありまして、この訓練に対する考え方は、村長はどのように考えますでしょうか。今後考えますか。

○村 長 何を対象に訓練するかということだと思います。大槌町ですとか東日本の大震災で津波の被害に遭われたところについては、やはり津波というものに特化したものが中心になるだろうし、私どものところでは土砂災害、もちろん土砂災害という、これは、土砂災害について言うと、これはあらかじめのところで対応ができるわけですが、いわゆる地震が急に来る場合については、これはまた、そういった場合の想定とは違ってきますので、どういう形がいいのかということ、今までの訓練は皆さんが平等に同じようにできるということでありまして、もう少し避難まで行く過程の訓練をするとか、一斉に助け合ってちょっと避難をするとか、いろんなことが考えられると思っておりますので、これは、その都度変化をつけながら、また取り組んでいただくということが必要かなとは思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも大規模災害を想定した実践的な訓練について、これから検討してもらって、これからそういう訓練を実施してもらいたいというふうに思っております。

それから、これはまた災害対策本部にいた男性職員の家族の証言でありますけれども、地震後、その職員の弟が着がえ等を庁舎といいますが職員に持参すると、その職員は弟に大津波が来るぞということをして、早急に家族を高台に避難するように指示をしたと言っておりました。このことは、大津波が来ることを予見した職員がいたにもかかわらず、これらの予見が災害対策本部に共有化されるような体制になっていないというようなことかと思っております。これに対する村長の所管をお聞きしたいと思

ます。

○村 長 災害対策本部は津波が来ないと思っていたわけではないだろうというふうに思うわけでありまして、ただ、実際の体験としては恐らく体験した方がいなかったんだろうなというふうに思うわけですね。どの程度の津波が来たらどうなるかっていうイメージが、具体的なイメージ、こういったものがきちんと共有されていなかったということが原因だったかなあとというふうに思うわけでありまして。もしくは、津波に対する恐怖心が甘かったのかなあとということでありまして、最初の質問でお答えしましたとおり、ちょっと報道は視聴しておりませんので、なかなか踏み込んだ発言はできないかなあとというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私も災害が来る前の大槌町の役場の状況はわかりませんが、想像するに、私自身は、大槌町の災害が来る前の通常の業務体制の中で、職員の意見だとかアイデアが素直に幹部に伝わらないような、そういうような現状があつたのではないかなあとということで、いざ大規模災害が起こったときに、職員からの考えだとか情報が素直に幹部職員に伝わらなかったのではないかなあという疑問を持ったわけでありまして。それらを踏まえて、中川村はないと思っておりますけれども、村長のちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 最近の災害を経験して、特に土砂災害でありますけれども、これについては避難の発令の方法、それから、今研究をして、こういうふうな方向で出すというふうなことがもう出ておりますけれども、それに対応して村の警戒本部、災害対策本部のつくり方についてもかなり何度も実践をしてきておりますけれども、前回の議会にも質問があつたかと思っておりますが、職員に防災マニュアルっていうものを持たせてあります。これを各課ごとみんなで話し合ってもらって、自分のものにしていくということ、しっかり認識をすることから始まっておりますので、こういった訓練をきっちりやっていくことが、まず一つは職員の認識の共有化をしていくということだということに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 次でありますけれども、これも災害対策本部にいた幹部職員でありますけれども、この家族の証言では、普段から家族との話し合いの中で津波の話もしておつたということで、地震が起きたらすぐに、家族はその職員に避難するように話をしたわけでありまして、その幹部職員は町の職員がみずからの判断で住民を差し置いて真っ先に避難をするようなことはできないといつも話をしておつたことの中で、そういう考え方が職員みずから犠牲になったのではないかなあという証言をしていただきました。

行政は、村民の命を守ることが使命でありますけれども、職員の命を守ることが重要であります。この点につきまして村長はどのように考え、どのように村の防災計画に生かしていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 使命感はまことにすばらしいと思っておりますけれども、やはり一人の人間、同じ人間でありますので、自然災害の猛威の前には、生身で立ち向かうなんていうことはやっぱり無理でございますので、住民の方も職員も、まず自分の身は自分で守るとい

とが第一かというふうに思っております。

それから、ことしというか、平成31年度の中では住民の皆さんの主導の自主避難計画の策定に取り組んでいきますけれども、その中で職員ともども意識づけをしっかり図っていききたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 大規模災害といいますか、災害が起こったときのその場の対応も大事でありますけれども、大規模災害が起きると、その後の、むしろ復旧作業、このことが重要な対応になってくるかというように思います。復旧の対応につきましては、多くの予算だとか、あるいは時間だとか、職員を含めた人も重要になってくるわけがあります。村民の命を守ることは当然としまして、職員の犠牲者を一人も出さないということがその後の災害復旧につながるというふうに考えますので、そんな点も含めて、また防災対策の中で検討を深めてもらえばありがたいというふうに思っております。

それでは、次の質問であります。

前段申しましたように、中川村のような小規模な自治体では防災に対する専門担当者がおりません。それから、防災担当者も他の業務を兼務しておりまして、人事異動もあります。このような体制は小規模自治体の宿命であるわけですが、この体制でも、先ほど申しましたように、いつ起こるか分からない大規模災害に対応しなければなりません。したがって、防災に対する職員体制、職員の意識改革を図る必要があると考えておるわけであります。

それで、小規模自治体では防災の担当者がいないわけでありまして、防災の専門担当者を育成するのではなくて、職員全員が過去の防災について学んで地域の特性を把握することが大規模災害時には個々の職員が臨機応変な対応ができるというふうなことに繋がるといふふうに考えておるわけでありまして、この点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 過去の三六災害、昭和58年の災害等が、大きな災害はあります。被災した箇所につきましては、現在復旧されておりまして、砂防堰堤などの砂防大型の構造物が入っておりますけれども、それでも過去に起きた土石流の発生場所は、やはり同じかなあというふうに思うわけでありまして、専門家の方——専門家といいたしても、国土交通省の職員もいろんな専門家の方もそろえておりますし、いろんな角度から、専門家の方いろいろいらっしゃいますので、災害の起きやすい箇所ですとか状況について解説をいただき、これからつくりますハザードマップと現地を覚えるというような機会を考えてまいりたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) もう一つの発想として、やはり専門担当者がいないわけでありまして、それをどういふふうにカバーするかという点の中では、防災の基本だとか基礎を職員が学ぶことによって、大規模災害時においてみずから職員が考え適切な行動が行われるようになるだろうと考えるわけでありまして、したがって、個々の全員の職員がそういうことの基礎を少しでも学べば、専門担当者がいなくても大規模災害に対応できるというふうに考えるわけでありまして、その点の考えについて村長はど

のように考えているかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 先ほど申し上げましたとおりでありますけれども、そういう難しい専門家——難しい専門家という言い方はありませんが、災害時の対応に明るい方、違う意味で、ちょっとかたくなってしまうんですが、よく行政では片田先生、片田教授、今どこにいらっしゃるのかちょっとわかりませんが、あの当時、東京大学の防災研究センターの所長をされていたかなあと、2年くらい前、そう思っておりますけれども、この方は、例えば津波避難をずっと現地に行っていて、もう、とにかく逃げろということを徹底してこられた方で、よく「てんでんこ」という言葉を合い言葉にやっていたということも聞いておりますけれども、そういうふうなことが必要だと思っておりますので、例えばこういう先生ですとか、いろんな意味で、もうちょっと日常的にわかりやすく解説をしていただける方、非常に難しいかとは思いますが、職員もこういう機会を得ていきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 中川村には防災の専門担当者がいないわけでありまして、それをカバーするために、全職員がやはり少しずつでも防災の基礎、基本、あるいは地域の実態を学んでもらって、そして全員の力で防災担当者以上の力を発揮してもらいたいことを念頭に、そういう防災意識あるいは防災体制を組んでもらえばいいかなというふうに思っておりますので、そんな点、よろしくお願ひしたいと思うわけでありまして。

それでは次の質問に移りたいと思っておりますけれども、全国で災害対応が多様化する中で、消防団の役割はますます重要になってくるというふうに考えておるわけでありまして、自治体ごとに設けられている消防団は、災害発生時には消防本部や消防署と連携をして消化だとか災害対応、警戒、救助活動などを行っております。全国で大規模災害が頻発する中、この大規模災害に対する組織のあり方、訓練の内容を検討する必要があるのではないかというふうに考えておるわけでありまして。

それで、一つは、大規模災害時における地区内の情報収集あるいは村への情報伝達について、地区の消防団と地区の総代が連携をとって情報を伝達する必要があるかなあということを考えておるわけでありまして。といいますのは、個々で判断をして連絡をしてしまうと情報が交錯したり、いろいろするわけでありまして、大規模災害時にはこういう組織体制が必要かなあと思っておりますけれども、それを含めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、自主防災組織に毎年9月の初旬を基本にしまして地区の防災訓練を実施していただいております。その中で、避難訓練等、住民の避難者の把握訓練などを行っていただきまして、避難者数を報告していただくという、こういう、役場までですけれども、これを必ずお願いをしておるところであります。あわせて、各地区の集会施設に配備している携帯無線機によりまして役場と地区総代の間でも通信訓練を実施しております。これが発災時には役に立つのではないかなあというふうに思っております。

それと、消防団の班長以上の幹部に対しまして、総代さんと同型の携帯無線を配

備、携帯していただいております、いつでも消防本部もしくは幹部間とで連絡が取り合える体制をつくっております。有事の際には、各地区総代の無線機と消防団無線機を同一チャンネルとすることで、地区、消防団と役場、災害対策本部との連絡、連携がとれる有効な手段は確保しておりますので、この訓練を改めてもう一遍やるということも、加えていくということも必要かなというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、情報の一部分の共有だとか、そういう話があったわけでありませうけれども、もう一つ考えていかにゃならんのは、先ほど申しましたように地域特性を知るってということが非常に重要なことであることとあります。したがって、普段から地区住民と消防団員が一緒になって、例えば防災マップづくりだとか、そういうことも一緒になって行えば、大規模災害時の今までの体験だとか経験が将来に受け継がれていくように感じておりますし、防災マップにも生かされるというふうに考えるわけでありませうけれども、それらを踏まえて村長のお考えをお聞きしたいというふうに思っています。

○村 長 各地区でお願いしております防災マップづくりの基礎になっておるのは、各地区ごとにお助けマップを中心にして集まっていたいただいて、ここはここに何人お年寄りの方がいるとか、ここに集まると危ないとか、何か水が出たときにはこの道は危険だとか、崖が崩れるからということも消防団員もよくわかっていると思っておりますので、一緒にそういうところに参加をしていただいて、やはり自分たちの地区を同じように情報を共有していくというように消防団のほうにも要請をしてみたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、そういう体制を随時継続していつてもらえたいかなというふうに思っております。

それから、やはり大規模災害時におきましては同時多発的に各地区で災害が発生するということかと思っております。そういう中では、やはり孤立する地区も想定されるわけでありませうけれども、孤立した地区の中にも消防団員がおるわけでありませう。それで、そういうときに消防団員みずからが個々の判断で対応できるような組織体制を構築しておく必要があるというふうに考えるわけでありませうけれども、そこら辺について村長の考えをお聞きします。

○村 長 消防団の組織ってというのは、本来、個々での判断で行動をとることよりも組織として行動していくということを主眼に置いておりますので、その地域、その場に、たまたま孤立してしまうような集落、現に孤立してしまった、その中にある場合は消防団はどういうふうに動くのかということにつきましては、それに特化したといたしますか、特にそこにこだわった団教育って難しいわけでありませうけれども、先ほどからお話をしておりますが、昔は火消しが中心だった、もちろん水害、水防の見回りもやっておりますけれども、先ほどお話がありましたとおり、ことしから行います予定であります土砂災害の住民主導型の警戒避難体制構築に向けた地区防災マップづくりにも参加をして、その中で地域の特性やら、いろいろ、こうなるときには自分はどうするんだっていうことを認識していつてもらう、こういうことから見識を深めるってということかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) やはり大規模災害ってというのは想像力を、果たしてどういう災害が起きるかということ想像しないと、なかなか本当の意味での防災の実践につながらないと思っておりますので、そんな点も含めて、いろんな想定をしながら、いろんな組織のあり方等につきましても検討をぜひともお願いしたなあと思っております。

そういう中で、ちょっと直接大規模災害とは関係ありませんけれども、消防団のことについて質問しましたので、ちょっと違う意味で消防団のことについて先にお聞きをしたいと思っておりますけれども、消防団の報酬につきまして、消防庁が各都道府県知事などに対しまして団員確保などに向けた重点取り組み事項について通知を行っております。その中で、報酬は「その性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」というような通達を行っております。

ある自治体では、団員の報酬を分団に支給し、それをプールして新年会や歓迎迎会の費用に加えポンプ操法大会の出場にあわせて選手がそろえる靴やきゃはんの購入費などもその分団の中から支給をしておったというようなことが報道されておりました。こういうことがされておったわけでありませうけれども、消防団の報酬につきまして、中川村の実態についてお聞きをしたいというふうに思っています。

○総務課長 まず消防団の報酬でありますけれども、いわゆる年俸と手当、旅費というのがありますけれども、年俸については年1回、日当、旅費については月ごとの支払いをしておりますが、ご質問の趣旨は、その支払い方法ということかというふうに思っています。

分団長以上の幹部並びに女性消防団員や特別消防団員につきましては、各個人の口座に直接振り込むということをしてしております。その他の一般団員につきましては、各分団の口座にまとめて入金をしてしております。分団の口座に入金をするにつきましては、各分団がそれぞれの所属団員からいわゆる委任状をとって、それを根拠に村からは分団に支払っているということでありませう。当然、委任状をとるにつきましては、分団と所属する部からそれぞれの団員に説明を行って、理解を得ているというふうに承知をしております。

なお、村の担当者は各分団の年度末の総会に出席をしておりまして、決算の説明を受けておりますが、それを見る限りは、分団運営の若干の必要経費は差し引きますけれども、ほぼ村の条例に定める額どおりに各部ごとまとめて報酬あるいは手当という形で支給をしております。

○3 番 (松澤 文昭) 消防団員の報酬につきましては、地域の実情に応じて支給することにつきましては、自治体の権限の範囲だとは思っておりますけれども、先ほどの消防庁の通達にもありましたように、報酬の支払いはあくまでも個人対象ということですから、分団などの活動に充てることを団員が同意をしても、一度は本人に支給した後に分団に戻すほうが、私は透明性を図ることができるのではないかなあというふうに考えるわけでありませうけれども、そこら辺も含めて村の考えをお聞きしたいというふうに思っています。

○総務課長 ご意見はそのとおりかというふうに思っておりますが、お金を一旦払ってから集めるか、あらかじめ了解の上で分団なり部において一括受理をするか、いずれにしろ消防団の

自治にかかわる分野でありますので、ご質問の趣旨については団のほうにもお伝えしていきたいというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申しましたように、このことにつきましては消防庁が通達をしておるわけですね。その性格上、本人に支給されるべきものであるということの中で、適切に支給することということを指摘しておるわけでありまして、それは、それが団員確保につながるかどうか別としても、消防庁はそういうふうにご覧になっておるわけでありまして、そこらも踏まえて村の考えをお聞きしたいと、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

○村 長 原則は村から団員に対する報酬を支払うことですので、直接本人に払うというのが実態です。それがなかなかできないとは申しませんが、団の中で了解のあった場合にはということで、あくまで了解をいただいたといいますか、こういう形で団のほうに振り込んでいただいて、それから受け取りますよという、そういうことを代理受領という方法で同意をしたというふうにご覧になっておるわけですので、そのことをもって、今の、何ていいますか、直接振り込みということは申しませんが、そういう前提で今総務課長はご回答をしたわけでありまして、これは団のほうに改めてどうかということをお聞きしてみないとわからないということですので、そこら辺のところはご理解をいただければと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私もそのとおりだと思うんですが、実は、消防団員以外の家族だとか、そういう人たちの話の中でも、やはり消防団って何をやっておるんだということの中で、透明性っていうか、そういうお金をもらいながら、また本人にお金を直接やっておいて、そして戻したほうが、私は、家族も含めた透明性のところも含めていいのではないかなあと、そのほうがむしろ家族の理解も得られるし、それから消防団の確保にも、もしかしたらつながってくるのかなあとというようなことも含めてちょっとお聞きをしたいんですけども、改めてご回答をお聞きしたいと思いますけれども。

○村 長 このご質問は、私、前にも、確か総務課長のときだったかと思いますが、お受けをしたことがございます。そういうご指摘のもとに今のようなことを団におおして、改革をしてもらって、同意をしてもらった上でということですので、新たに、やはりこれでも何とかという意見が強いのかどうかということも含めて、改めて団のほうに提起いたします。

○3 番 (松澤 文昭) 村長が総務課長のときだっというものでかなり前かと思っておりますけれども、そのときと情勢は大分違っておるかと思いますので、ちょっとそれらも含めて、またご検討をお願いしたいと思うわけでありまして。

それでは、引き続き、もう新聞紙上で皆さんもご承知のように、辰野町消防団が団員の負担軽減のために毎年6月に行ってきたポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会の開催をことしから取りやめるとの報道がされております。その報道を踏まえまして箕輪町の消防団も大会の開催の見送りを決定しております。大会の1ヶ月以上前から行ってきた訓練を廃止、団員の負担を軽減し、上伊那地方の大会や県大会への出場も取りやめるとようなことも報道されております。

○村 長 中川村としてどういうふうに対応していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。まず、辰野町・箕輪町消防団が操法大会、ラッパ大会もそうかなあとは思いますが、その大会を見送ったということは、報道にあったとおりでありますけれども、これは町が決定したことではなくて、団自体が検討して決めたことということですので。

村としては、ことし2月12日の日の消防団の、中川村消防団でございますが、副分団長以上の幹部の集まる会議を開催しまして、辰野町、箕輪町それぞれの町の大会を中止するというごことについて、報道されている資料をもとにして検討を行いました。来年度の大会は、つまり平成31年度の大会でありますけれども、今年度並みの大会を行うということを決めたということのご覧になっておるわけですので、村としては、この方針は尊重するというふうなことで今考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 報道の内容を見ますと、訓練を通じて団結力が上がると、大会の継続の肯定的な意見もあったようでありまして、練習に協力する家族や職場の負担を軽減し、新入団員の確保を図るために取りやめるということで、逆に消防技術の向上に向けた訓練につきましては、週末を中心に実際の火事場で役立つ実践面を重視するということが報道されております。これらを含めて、中川村としては、大会への参加、それから今後の訓練等の方向づけも含めて、村の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 まず、団自身で、団単位で、操法訓練ということは、団ごとには——団ごとというか、分団ごとに、それぞれの部で出場していくところの集大成として、これを披露するというか、見てもらうということをやっておるようであります。それから日々の——日々と申しますか、実際、機械を動かして水が出るかどうかということも恐らくやっておるだろうと思っておりますが、じゃあ、こういう現場に行ったときを想定して、そのところで実際ホースをつないで出す訓練をしているということをお聞きしたいというごことについては、ちょっと私も把握はしてはおりませんが、今回の報道の中で、団としても、こういったことがほかの団でも動きが出ているということばっかじゃなくて、中川の団の中でも、やはり、むしろこういうことが必要ではないかという意見もあろうかと思っておりますので、これは団の中でも検討していただくといいかなあと思っております。

ただ、今回の、恐らく、私、見ておると、議員も昔から団活動をやっておられたんでわかっているかと思いますが、特に最初に中止をしたという辰野町消防団は、これは、言葉で言うと、よく半端ないという言い方をされるように、団の訓練自体が、もう格段に違うというか、厳しさというかがあるという背景はあったかと思っております。私どもは、団にも申し上げて、団自身も活動のやっぱり合理性、家族の負担軽減、もちろん本人もそうですけど、こういうことも考えながらいただくということは、団に対しての要請としてはできるかと思っておりますので、そんな方向で行きます。

ただ、当面は、ポンプ操法大会についてはつないでいくということを決めておるわけですので、それを村としては見守り応援をするということかなあと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) この問題につきましては多くの議員が関心あるようでありまして、何人も通告者がありますので、私の質問はこれで終わりにして、次の質問者に任せたいと思います。

次に、地域防災体制づくりのリーダーと期待される民間資格防災士の取得の後押しと防災士を地域防災にどのように生かすかという点についてお聞きをしたいと思うわけでありまして、まず一つ目として、大規模災害時には村の職員、消防団だけでは災害対応ができないことが想定をされるわけでありまして。特に中川村のように集落が点在をする村では、先ほど申しましたように孤立する地区が出るのが想定をされます。孤立地区には、援助が届くまでの間は孤立した地区のみで災害対応、避難対応をしなければなりません。そんなときに防災知識のある防災士の資格者が地区にいれば、地区の防災力の向上につながると思うわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 まず、村内に防災士の資格を持った方が何人、どの地区にどのような方がいらっしゃるかという現状把握を行っておりませんので、まず、そのことも進めていく必要はあるかと思いますが、といいますか、来年の中では、そういった資格者の実態を調査してまいりたいというふうに思います。

孤立集落ですとか、いろんなことにかかわらず、多くの地区に防災資格者がいらっしゃるということは、非常に心強いし、具体的に防災士と一緒に、先ほどから申し上げているように防災マップづくり、避難をするときにはこうにしましょう、家庭の中でこういうものを備えていきましょうというのを防災士が中心になって進めるところが非常にうまくいっているという、そういうお話もありますので、そのような意味で、資格の有資格者がいるということは非常に心強いかなと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、防災士という肩書だけでは地域防災に携わるのはなかなか難しいのかなあというふうに考えておるわけでありまして。といいますのは、やはり地域に信頼ない人が資格を取っても意味がないのかなあというふうに考えるところもあるわけでありまして。やはり地域のリーダーとして活躍している人に資格を取ってもらうと、これが地域の、先ほども話がありましたように地域の防災マップづくりだとか地域の防災訓練あるいは避難訓練等に役立つのかなあということとあわせて、村がこういう防災訓練だとか避難訓練のときに防災士が携わってもらえるような積極的な場をつくっていくことによって、初めて防災士という資格が役に立つのかなあと思うわけでありまして、そこら辺も含めて村の考えをお聞きしたいというふうに思うわけでありまして。

○村 長 防災士になろうと決意をされて準備をしていかれる方っていうのは、非常に意識も高いし、防災士っていうのは、人に説明をして、恐らく説得をっていうか、わかるように言って、ある面では引っ張って行って納得をしていかれる方ですから、そういう意味では非常に識見というか、お話も上手だし、恐らく信頼おける方だと思います。ましてや防災士になろうという方は、そういう意識の高い方でありまして、私はそんなふうにしておるわけでありまして。

そういうふうにおっしゃるとおりになることによって、防災士を多くつくっていくということによって、例えば、こういう方々、総代さんは毎年かわっていらっしゃいますし、総代の役目って、例えばものすごくたくさんほかにもありますので、こういう方が別のところでいけば、いざというときには総代さんの補佐役として十分力を発揮できるんじゃないかというふうに思っておるところであります。そういう意味で、少しずつでありますけれども、村としても防災士を希望される方については、受講資格について多少応援をしたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今話がありましたように、防災士の資格取得には時間と費用がかかります。平成31年度の予算を見ますと7万円の防災士養成事業補助金が計上されています。防災資格取得者への補助額だとか、あるいは資格取得人数についてどのくらいを計画しているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○総務課長 まず予算に計上してある内容であります。養成研修講座の受講料と登録申請の手数料2名分を計上してあります。

12月定例会で5番議員からもご質問がございまして、そのことに対しましては、当面、旧大字単位でまず1~2名の取得を目指すというふうにお答えをしております。そういった意味から2名ということを根拠として挙げたということでございます。

なお、取得に非常に多額の経費がかかるということはお質問のとおりでございますが、その一つ前の質問にもありまして、お人望のある方であるということも必要でありまして、イメージとしますと消防団の分団長等を経験された方であれば、それなりの経験もありますし人望もあるであろうということで、想定をしております。そういった方につきましては初期の講座の受講が免除されるということから、費用についても3万5,000円の費用で取得が可能という判断から計上をしたところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっとこのことは私も調べてみたんですけども、防災士の資格は、NPO法人日本防災機構が認めた研修機関で地震だとか火山噴火の仕組みや避難所の運営など防災士教本にある31回分の講義を受けるか、専門家による12講座以上の受講とレポートの提出を済ませることが必要です。その上で資格取得試験に合格し、救急救命講習を受けると防災士として登録できるということで、県内の研修機関は松本大のみで、年2回、2日間の日程で養成研修講座を開催しており、資格取得、試験料を含み3万円が必要であり、認証登録申請料も5,000円が必要で、このように多くの時間と費用がかかるわけでありまして。補助額、先ほど申しました2名分ということでありまして、前段申しましたように、やはり防災士っていうのは地域のリーダーでありながら各地区ごとにも必要というような資格かなあということで、大規模災害にも非常に役立つというふうに考えておるわけでありまして、もう少し予算をとって人数を増やすだとか、そういうことを検討する必要があるかなあというふうに考えるわけでありまして、本年度は別としても、来年度以降そういう考え方がないかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 お金がかかりますね、おっしゃつとおり。ということですけど、確かに各地区にすることが本当は自主防災組織を持っているところに1人は必ずいるという状態が非常に

心強くてもいいかなと思います。まずは、先ほど総務課長が申しましたとおり、経験ある者の中から派遣を手挙げしてもらって、まず行って実際にとってもらう、それから、やはり必要だということを各地区に、何ていいますか、広めながら支援をするという意味で、来年は、31年度は最初の期間というふうにお考えいただければと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも検討してもらって、大規模災害時において、本当に村の職員だとか、あるいは消防団だけではもう対応できない災害もいつ起こるかわかりませんので、そういう意味で、地域にこういう方がいるってということにつきましては、非常に地域の中でも安心感も出ますし、中川村全体の防災力の向上にもつながると思いますので、ぜひとも来年度以降、また検討をお願いしたいと思うわけであります。

ちょっと5番からのことにつきましては、ちょうど内容が避難所のことですので、また次回のときに聞きたいということで、今回の私の一般質問につきましては以上で終わりにしたいと思います。

○議長 これですら松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時55分とします。

[午前10時41分 休憩]

[午前10時55分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 桂川雅信議員。

○7 番 (桂川 雅信) 一般質問通告に基づきまして質問いたします。

私きょうは全部で8問ありますので、手短かに質問いたします。ですので、お答えのほうも手短かにお願いいたします。

最初に「下水道事業の経営改善問題について」です。

次年度の予算書によりますと、公共下水道と農業集落排水下水道それぞれに合計いたしますと一般会計から2億2,700万円が繰り出しされるということになっております。この2億2,700万円という数字を村の人口で割り戻しますと1人当たり大体4万5,000円ぐらいになると思います。3人所帯、国がよく平均で出すやり方ですけれども、3人所帯の下水道料金と比べますと、この金額、3人所帯ですと約13万6,000円になります。つまり、税金から下水道事業に繰り出している金額が年間で13万6,000円、下水道料金は幾らかといいますと、3人世帯ですと年間で約6万円ちょっとになります。つまり、下水道を使用している皆さんの年間の下水道料金の倍以上の金額が税金から下水道事業に繰り出しされているということになります。これはどうしてかっていいますと、もともと高い資本費が原因しております、このこと自体は村の責任ではないことを私は何度も申し上げてきたと思います。長い間、国がこういう設計指針を地方の中小都市にも押しつけてきたために全国でも同様の問題が起きていて、この結果、平成18年に、これは本会議でも先日お話ししましたがけれども、それまで汚水処理は全部私費負担、つまり個人の受益者負担でやるべきだという考え方を国は変

えました。それで、汚水処理の資本費についても、維持管理費は除いてですけれども、資本費についても一般会計、つまり税金から繰り出してもよいということになりました。今回この計算手法によったとしても税金から繰り出すべき基準額以上のものが一般会計から出ていくということになります。なぜこんなことになるかといいますが、下水道事業の赤字をできるだけなくしたい、つまり表に出す金額を少なくしたいということでありまして、これが正常な姿とは行政の方も多分思っていられないのだろうというふうに思います。

昨年、閉会中審査が行われまして、議会からの提言も出されました。これを機会に、経営改善に向けて行政のほうもぜひ舵を切っていただきたいという趣旨であります。

昨年11月に県が招集した会議がありました。この会議で、今後のスケジュールとして、広域化、共同化を国も指導しておりますので、県としてもこういうスケジュールでやりたいということが出されておまして、平成30年から、つまり今年度から来年度にかけて、市町村に対して広域化あるいは共同化の意向調査をするということになっておまして、31年、つまり次年度から33年にかけて実現性や妥当性あるいは計画の策定をするよにということになっておまして、県としては34年度に県構想へ位置づけるということになっております。これはどういうことかといいますが、市町村は31年度中、つまり来年度中に見解を決めて、2年間で計画を策定するということを求めているわけでありまして、市町村もこういう結果に沿いまして交付金の要望をするということに最終的にはなるわけですので、村としても、今後数十年間、かなり長期にわたる下水道経営を考える上で重要な節目に今差ししかかっているということになると思います。そういう意味では説得力のある計画書を急いで策定する必要があると思いますけれども、そのためのスケジュールを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設水道課長 それでは、私のほうから報告させていただきます。

公共下水道事業につきましては、関係機関との調整がかなりの時間を要するため、現状ではお示しをすることができませんが、小規模を含む農業集落排水事業につきましては、来年度予算で最適整備構想計画を策定します。これは農林水産省の補助金を使いまして適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進める計画で、その際に施設の統廃合についても検討することになります。

○7 番 (桂川 雅信) 農集排は、実は私も経営状態を見た限りでは、かなり重大な問題が今含まれているというふうに思っております、その意味では、今課長がおっしゃったように大事な論点になっていると思いますので、ぜひ計画を進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、経営効率化を目指す上では、村がやっぱり考えているプランが恐らくあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、もしあるのであれば示していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設水道課長 中川村単独の統廃合による計画につきましては、最適整備構想計画の作業中にはお示しすることができるかなというふうに考えております。

ただ、町村を連携したり関係機関との調整が非常に困難な箇所につきましては、適切な時期に検討結果等も加えて報告をいたします。

広域化、共同化及び統廃合の判断につきましては、当然経費の削減があってこそその計画であります。検討状況につきましては、その都度、上下水道運営審議会や総務経済委員会等を通じて報告をしております。

○7 番 (桂川 雅信) 課長、今報告されましたけれども、3番目に書いてありますけれども、上下水道運営審議会をぜひ早期に開催していただきたいというふうに思います。つまり、この経営問題っていうのは村民にとっても非常に重大な問題であります。先ほど申し上げましたように、村民が支払っている料金の倍以上の額が税金から出ているということになりますので、経営をどのように改善していくのかということと、今後の住民の下水道料金の問題にもかなり重大な問題がかかわってきますので、ぜひ早目に審議会を開いていただいて、村からの報告をしていただきたいというふうに思います。あえて言えば、公共下水道と農集排の下水道を利用していない皆さん、村民の税金も2つの下水道事業につき込んでいるということになりますので、そういう目で見ますと、税の公平という観点からしますと大きな問題になりかねませんので、この問題は早く決着をつけるようにしていただきたいというふうに思います。

2番目に移ります。「上水道事業の今後の事業計画について」です。

皆さん、ことし暖冬だったおかげで、雪が少ないっていうことはよく御存じでありまして、会う人ごとに「雪が少ないので、ことしの水は大丈夫かなあ。」と、皆さん心配されています。まさにそのとおりでありまして、近年の異常気象のもとでは、災害時だけではなくて、高温による水源地枯渇も視野に入れておかなければなりません。

大草側の水源地は表流水に頼っておりますけれども、その表流水の機能も劣化をし始めているということが言われております。また、片桐側も多くは地下水利用ですが、地下水の利用も、長く利用しておりますと、これも劣化してまいります。多くの国民の皆さんは、地下水利用していると永久にこれは続くというふうに思っている方がかなりいらっしゃいます。でも、それは幻想でありまして、地下水の利用というのは永久には続きません。残念ながら地震が起こりますとだめになるところも結構あります。それから、通常利用であっても10年～20年かけますと劣化してまいります。これは、もう仕方がない現象でありまして、そういう意味から考えますと、表流水も、それから地下水利用も長期にわたった上水道計画、取水計画を持っていないと、いつ何どき上水が、つまり水道が使えなくなるという可能性が起こるかもしれない、こういうことを考えますと、危機管理上も表流水と地下水の確保をいつも計画の俎上に載せておくということが私は大切なことだというふうに思っております。

以上のような条件を考えますと、広域での上水道の援助協定のようなのが、仕組みが必要ではないかというふうに思っております。

御存じだと思いますが、隣接する飯島町の水源地は表流水1カ所です。かなり大量の水量を確保できる場所でもありますけれども、残念ながら1カ所です。中川村から見ますと、表流水の水、なかなかまだ今も確保できていないという状況から見ますと、

隣接する、つまり飯島町との相互援助協定のような形は、私はすごく大事なことだというふうに思っております。飯島町の水も災害時にどうなるか実はよくわからないと思います。あそこの与田切川の上流のほうもかなり上から土石が落ちてくることもありますので、あの水源地がいつもあるともわからない。こちら側もそういう状態にあるわけですから、相互にいつも援助ができるような形を私はつくっておくことが被災時のリスク管理をする意味では非常に重要じゃないかと、双方にとって有益であるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○建設水道課長 現在中川村は、沢入水源として表流水を1カ所、また地下水水源として深井戸地下水を7カ所で事業を展開しております。

特に地下水源につきましては、過去において3カ所枯渇をしており、将来的に新規水源の確保は必要と認識をしております。

災害等の緊急時を問わず、あらゆる課題について、特に隣接する町村との連携強化の取り組みを進めたいと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 上水道水源の中でも表流水と地下水源、特に片桐側の地下水源は皆さん非常に安心しているというふうには私は思いますけれども、実はそうではないよということも行政のほうは頭においていただきたいというふうに思います。もう先ほどのご回答で実態はよく御存じだと思いますけれども、地下水は枯渇する場合と目詰まりで揚水できなくなる場合と2つあります。ですので、いつの長い間ずっと使えるとは思わない。そのことで村の中にパニックが起きないようにリスク管理を常日ごろからしておくためには、上水道の計画をいつも持っていて、5年10年、あるいはその間隔で新しい水源をきちんと確保していくということは、私は必要だと思います。

2番目ですが、次年度の漏水防止計画対策による有収率の向上の見込みについて教えてください。

○建設水道課長 有収率につきましては、一昨年が73.36%、昨年が73.47%となっております。老朽管更新工事を進めながら漏水調査を自前で行い、有収率の向上を進めています。水道メーターの検診が2ヶ月に1回のため、12月末現在が一番新しい数字ではありますが、75.28%と今のところは上昇をしております。

私が、個人的な話ですけども、上水道の係長になったのはもう10年以上前なんですけど、その当時、全国の1万人以下の町村の有収率が80%弱でした。私が来たときに中川村の上水道が78か77%ぐらいになっておりまして、80%を目標にそういった漏水調査を進めてきました。現実的には、午後、漏水調査を行って、夜間、事務をするというような形の中で、かなり超勤を重ねながら漏水調査を進めてまいりました。そういった関係の中で、係長を動く前には80%ぐらいまでに上がってきた経過がございます。

ただ、そういったことは金額もかかりますので、ちょっと昨年ですか、11月だったと思うんですけども、水道の月刊誌がございまして、そういった中で、その月刊誌の中では、大学の教授の論文だとか国の動向だとか、あとは管理をする市町村の方々の意見等を書いた本がございまして、その中に、そういった漏水調査の器具を開発し

ている株式会社とかありまして、そういった会社の中で、実際に漏水があった大きな市のところでの実績のデータがございました。その中で、開発された器具につきましては、仕切弁、例えば1と2とあるんですけども、1と2のところの子機を置いて、そこに設置をして、音を出して、この波形を図りながら漏水調査をして、例えば1の視点から何m先っていうようなものが出る器具がありましたので、ちょっと慌て電話をいたしまして、デモンストレーションをやってほしいと、そうした中では、昨年12月末、それから、ちょっとそのときはうまく出なかったんですけども、ことしの1月末だったんですけども、デモンストレーションをしていただきまして、どうしても職員、私も行ったんですけども、1年ぐらい漏水箇所がわからない所があったんですけども、その場所から8mのところにありますよというような波形が出まして、3月の5日、つい先日ですけども、掘ったところ漏水管の発見ができて、これはすごくいいものだなあとということを感じましたので、ちょっとかなり値段が高いものですから、ちょっと上下水道運営審議会の中でも、そういった事例も踏まえながら、32年度以降、もし購入が可能かどうかの検討をしたいと思っています。

○7 番 (桂川 雅信) そういう話を続けると私もどんどん言いたくのであれですけど、ちょっと時間がないので一つだけ申し上げておきます。私は漏水防止対策と申しましたけれども、管路の漏水だけなのかどうかということ是非常に気になっておりまして、課長さっき言われたように、一時期、村の有収率は80%程度だったというふうに思います。なぜ下がったのかっていう議論は、一回、私はしたほうがいいと思います。原因を。それは、漏水だけなのかどうかということも一回含めて考えたほうがいいと、僕はちょっとイメージありますけれども、皆さんで一回議論する場に入れさせていただきたいと思います。本当に管路の漏水だけなのかどうかという問題は一回考えたほうがいいと思います。

次に行きます。

3番目は「長野県SPF種豚センター環境対策について」です。こう申し上げても御存じない村民の方がいらっしゃると思いますので、場所は横前と本郷地区、飯島の本郷地区との間にあります。場所は、事業所は横前にあります。そこで、種豚、種豚っていうのは種豚ですけども、種豚を出荷する事業所がありまして、実はそこからの悪臭被害を訴えた住民の方が、これは南風に乗って悪臭が出ますので、本郷地区の方から「においがひどいので何とかしろ。」という意見が飯島役場のほうに出ました。これは、もうかなり前からそういう意見があって、一時期終息したようなんですけども、昨年あたりからかなりひどくなったということ、実は私、昨年の春以降に飯島の方から話を伺いました。私、質問に書いてありますけれども、私自身も長い間、こういった公害問題に住民側の立場、企業の立場、それから行政の立場、それぞれ3者の立場、それぞれ私経験しておりまして、私は一応専門家として行政の皆さんに意見と質問をしたいと思っています。

昨年春にこの経過を飯島の方から伺った際に、飯島の役場の方は、こちらの村の役場、中川村の役場に「事業所が中川村なので、そちらもちょっと関与してよ。」という

ことを言われたそうであります。この経過を見ますと、中川村の行政に持ち込まれてからの初動の対応自体も問題をこじらせる一助になっているんじゃないかというふうには私は思いました。つまり、これは行政が金を出すという問題ではなくて、対策に、そうでなくて事業所を正しく指導する、あるいは誘導するっていうことが本来行政の役割としてあったんじゃないかということでもあります。このまま種豚センターがいろんな対策を講じたとしても、恐らく、感情的な今問題になってきておる部分もありますので、相当対策を、つまり相当の費用をかけてやったとしても、恐らくこの問題は解決しないと私は個人的には思っています。つまり、それぐらい臭気問題っていうのは感覚的にはナーバスな問題ですので、同じやり方を続けていると双方がしこりを残したまま行ってしまう。結局どうなるかっていうと、裁判に持ち込まれたとしても、事業所は勝つかもかもしれませんが、後々までしこりを残したまま、下手をすると事業所がここから撤退せざるを得ないという状況にも追い込まれてしまうということになります。絶対こういう状態は避けなきゃいけない、私は思っております。

行政がやるべき仕事というのは、公害問題では規制ばかりじゃありません。地域でトラブルが発生している以上、解決に至る道筋を示して誘導することも行政の仕事として十分やんなきゃいけないことだというふうに認識すべきだと思っております。特に問題解決を全て企業に任せておきますと、たとえ善意でありましてもなかなかうまく進みません。

もう一つ、ここの種豚場については、長野県は豚肉市場の流入減であります。つまり、豚肉を消費者に大量にきちんと供給できる立場に今長野県はありません。SPFの種豚センターは、県内の養豚事業の経営基盤を強化する上で大変重要な拠点として位置を持っております。もちろん種豚センターから県外にも出ていっておりますので、村内の事業所としては収益を上げてもらう、つまり税金を上げてもらう大事な事業所でもあります。この例えば事業所がとんでもない施設で、コンプライアンスを順守しないような迷惑施設だったら出ていってもらうというようなこともあるかもしれませんが、この施設はそういう施設ではありません。一生懸命自分たちが住民の皆さんに迷惑かけないようにするにはどうすればいいかということを考えている施設です。実際にそれが実現したかどうかっていうには、実は大変問題でありまして、つまり、それをなぜ失敗したかっていうと、メーカーの言いなりに今までできてきたからなんです。つまり、こういう悪臭対策ですとか水処理対策っていうのは、プラントメーカーの言いなりにしていると大体ろくなことはありません。ということは、実は、この親会社であります長野県農協直販に、私直接申し上げました、この前。「大事なことは、専門家がきちんとこの間に入って、解決の道筋を皆さんと一緒に議論することですよ。」ということをお願いしました。つまり、被害を受けている住民の方、それから中川村の行政、それと専門家、そういう人たちが皆さん一緒になって、どうやったらこの問題が解決するかということ、これを住民の皆さんが納得するように、つまり、あそこの事業所の周辺の方、本郷も含めてですが、その皆さんが納得する形で解決するという形に持っていけないと、これはうまくいかないと思います。そのとき

にメーカーの言いなりにならないということです。メーカーは自分たちのプラントを売り込むために、どうしても自分たちの長所しか言いません。結局やってみたらうまくいかないということになると、住民の皆さんに非常に不振を買ってしまうということになりますので、そういうことがないように行政としての姿勢をきちんと示していく必要があると思います。

私、この一番最後に書きましたけれども、中川村にお金を出してくれということは一言も言っておりません。そういう必要はないのです。

中川村として関係者の協議の中で積極的に問題解決に当たる姿勢を示すべきだというふうに思っておりますけれども、いかがですか。

○村 長 「くさいものにふた」ふたをしてもやはりまたくさくなるということわざを引用されたんだと思います。

おっしゃるとおり、実は、この施設につきましては、昔っていうか、昭和46年からあそこで操業をしております、以前から、特に南側にあります横前地籍の皆さんは、非常に臭気ですとか、いろいろ、ハエ、こういった問題に非常に悩んできたことは経過があるようであります。

今回の話は、議員おっしゃったとおりでありますけれども、やっぱり企業も地域に根差した企業として、設備投資ですとか修繕工事、研修会に参加していただくなど、企業努力はしていただいておりますというふうに思っております。本郷地区の皆さんもそれは認めておるところでありますので、あとは結果であるというふうに思います。今の水処理の方法で、これがどうもうまくいかないということになったら、ほかも含めてどうしたらいいのかということは、先ほど前向きに、どうも種豚センターの社長さんもお考えになっておるようでありますので、そういった面では、地域や専門家と一緒に考えて対策を講じていくということは重要だと思っております。

当然村も、ここにある企業でありますから、当然話といたしますか、何かお手伝いできることはないかという意味で、お手伝いという言い方はありませんが、今の対策を含めて、改善するにはどうしたらいいかということ素人ではありますけれども参画をして考えてまいりたいというふうに思っております。そういう意味では、いろんな方、議員がおっしゃるような方法、多方面からの方法ですとか対策、こういった情報をぜひ共有したり提示をいただくということをこれから仕組みとしてつくっていきたいと思っておりますけれども、村としては、ともに考えてまいりたい。なぜかというとうと、やはり豚肉につきましては、あそこ、私も始めてお聞きをしたんですけど2,200頭の飼育の中で、各養豚農家に供給する母豚、母豚を関西方面に出荷をしている大事な場所だということを会社の社長にお聞きをしました。今回のいろんな意味での風評被害で、そこもなかなか買ってくれないという、そういうようなことも出ておるようでありまして、こうなるとは、また逆に問題であるますので、そういう意味ではともども考えていく姿勢を持っていきます。

○7 番 (桂川 雅信) 先日、この長野県農協直販の幹部の方とお目にかかってお話をしました。私の話をるるらせていただいて、結果的に専門家を交えた検討委員会

をつくりましょうというところまで話が行きました。農協直販のほうも、ぜひそれで行きましょうということになりましたので、私、村にお願いしたいのは、村で解決方法を考えるなんていうことは、それは到底無理な話ですから、僕はそんなことを要求していません。少なくとも、もう検討委員会のようなものを立ち上げたら事務的な手続ぐらいはやっていただきたい、例えば事務局として皆さんを招集するですとか、あるいはどこかへ見学に行くときにはバスを出していただくですとか、その程度のことぐらいは積極的にやっていただきたいなというふうに思っております。

時間がありませんので次へまいります。

4番目は「桑原地区の産廃処分場問題について」です。

この件については、当該の地区だけではなくて、村内にこの問題に心配する声が多数あります。私も何人かの方から、片桐地区、私住んでおりますけれども、片桐の方からも聞いております。行政は、現時点での状況を正確に把握して、こういう心配に応えるべきだというふうに思っております。

開設業者と上伊那地域振興局との協議はどうなっているのかということも含めて、ぜひ住民の皆さんに報告していただきたい、それから、村の行政は産廃については許認可権限ありませんけれども、住民生活を守る上で、きちんと状況を把握して村民に知らせる役割を果たすべきではないかというふうに思っておりますけれども、村長いかがでしょうか。

○村 長 まず、産廃というふうに議員はおっしゃいましたが、今ある桑原地区での発生しております、どうなっているかというふうに心配しておられる問題は、あくまで業者が建設残土を自分のところの買い求めた山林に埋めるという意味で、林地開発ということだと思っております。そういう意味で、振興局、担当が上伊那振興局でありますけれども、振興局と開発業者から出された計画内容ですとか、振興局との協議の状況につきましては、関係機関と連絡をとりながら庁内協議と関係地区の総代、関係地区の総代と申しますのは運搬経路で示されたところに該当する地区の総代さんでございしますが、とは情報共有を持っておるところでございします。

○7 番 (桂川 雅信) 実は、桑原地区では、この問題について反対決議が上がっていたと思います。また、当該地区からは沿線の地区に対して開発業者の説明会に応じないようにしていただきたい旨のお願いが多分届いていると思います。それにもかかわらず、開発業者が沿線地域で説明会を開催しているというのは、これは許可申請の下地をつくっているとしか考えられません。ある意味では、沿線住民をごまかしながら説明会開催をしているというふうに私は思っております。実は、これどういうことか聞いていますと、林地開発の許可申請というのは、地域住民の説明会を開催したということが条件の一つになっております。この説明会の中でどんな意見が出たかとか、あるいは住民の皆さんが反対したとかっていうのは、実は関係ないのです。多数の方が反対しても、実は説明会を開いたという事実だけが必要なんですね。林地開発の許可申請の法的な内容っていうのは、つまり説明会を開催したかどうかということであって、反対意見がどれぐらいあったかということではないのです。そのことを私はぜひ住民

の皆さんに知っていただきたいというふうに思っています。そのことは、私は行政からもきちんと、現行の法制度の中では、許可申請をすれば、実はこのまま、今県は申請の内容に瑕疵がない限り拒否することはできないということですから、説明会の開催そのものが開発業者にとっては重要条件になっていますよということは、行政の側から住民の皆さんにご連絡していただいても私はいいと思います。ぜひそうしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 住民とおっしゃるのは関係地区の住民というふうに捉えればいいのかということですが、それとも村全体ということかと思えますけれども、桑原地区の反対の意向というのは、村もそうですし、ほかの関係沿線の地区総代さん、それから林務、振興局のほうも承知をしておるかと思っております。

私たちは、該当地区、それから関係地区総代と野鳥愛護団体による連絡会を開催しておりますので、過去4回を開催しております。関係者間の情報交換は行っておるところであります。

また、地区関係総代で現地の確認も行っております。

先日も新しい総代さん方になったときに、関係者による別に連絡会議を開催しております。その場で桑原地区の意向については再度確認をしておるところであります。今後も、現地を確認するなり、総代が集まる機会には時間をとって情報交換を行っていくということを考えております。

今回の申請内容を住民レベルで問題として捉えることがもちろん必要だとは思いますが、業者からの説明は必要だというふうに考えるわけでありませぬけれども、行政から、もうこれは開発ありきで、これは絶対反対するよということ、ちょっとなかなか大きくは申し上げられないということかと思えます。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、別に中川村の行政が反対意見表明しろとは言っておりません。つまり、きちんと住民の皆さん、つまり沿線の住民の皆さんに対しても、こういう説明会を開催するということが認めることにつながるんですよって言うことを言っていたきたいというふうに思っています。村として、行政として賛成、反対を言う必要はないと私は思っています。

先日、下平の地区で開発業者の方が説明会をやろうとして、サインを参加者にさせた後、説明を始めたそうですが、その中の質疑の中で総代さんが「もともと桑原で反対しているものを、何でこんな説明会をやるんですか。桑原の人たちが反対している間は、私たちは、この説明会を認めません。」って言うことで、結局その説明会自体がなかったことになりました。つまり、参加者の名簿も全部回収して、なかったことになったそうです。私は、こういう対応が一番正しいと思うんです、沿線の皆さんにとってみれば。一番桑原の人たちが反対しているのに、どうして私たちがその説明会に出なきゃいけないのか、説明会を開催するって言うこと自体が実は認めるって言うことになってしまうということ沿線住民の皆さんにはぜひ知っていただきたいというふうに私は思っています。

次へ行きます。

開発業者はリニア残土も受け入れるような発言をしたというふうに私は聞いております。そのようなことはあり得るのでしょうか。もしあるとすれば、JRと県のこれまでの説明は覆されることになると思います。これは大変重大な問題だというふうに思っておりますので、ご回答をお願いいたします。

○村 長 開発業者がと言いますが、今、林地開発を進めようとしている業者がということでしょうか。

○7 番 (桂川 雅信) そうです。

○村 長 実は、今、林地開発をしようとしている業者の前に、桑原地区地籍の山林を買い求めて、それで残土を埋めたいという話が持ち上がったときに、これは別の業者でありました。その業者は、最初は「リニアの残土をここに埋めるんだ。」ということをやったのでありますので、このことについては、私の前の代の曾我村長のときに、それは絶対させないということでJR東海に厳しく抗議をしたところ、JR東海のほうでも、そのことは「そんなことは一言も言っていない。」ということでありませぬので、JR東海も許可をしていないということを確認しておるところであります。

今の残土の計画については、リニアの残土は当然どこに埋めるかなんていうことは、半の沢も含めて、まだ協議中でありますし、それ以外の村のところ、特に桑原のあの急傾斜のところに入れるという話は、私も同じ考えでありますから、これは許したわけではないということでありませぬ。

現在の計画は、あくまでも建設残土、リニアじゃありませんよ、リニア工事が出る、要するに廃土って言うか、ずりではなくて、建設残土を下伊那、それから長野市周辺の工事でストックしている残土を搬入する計画というふうになっておると言うことであります。

○7 番 (桂川 雅信) この問題については、先ほど申し上げましたように、住民の皆さんとの意見交換をぜひきちんとやっていただきたいというふうに思っております。開発業者が説明会を開催するって言うことについて、行政側の情報提供をきちんとしていただきたいというふうに思っています。

次にまいります。

「半の沢の谷埋め盛り土の問題について」です。3つあります。

半の沢の下流域の村有地に堆積した県道トンネル残土ですけれども、仮置きしていったやつですが、対岸の小渋川の左岸に移動させられております。ほとんどなくなっておりました。大鹿村のある方の話では、これJRに問い合わせたようですが、地下排水管を盛り土の中に設置するために移動させたというふうにおっしゃってました。盛り土内に地下排水管を敷設する話などどこでも決まっておられませんし、あそこに盛り土すること自体も決まっておられません。なぜこういう移動するような工事をJRは行うのか。そもそも村有地内での盛り土など誰も認めておりませぬ。JRは村民や行政をなめているんじゃないかというふうに私は思っています。

村は、仮置き残土の移動を知っていたのならば、どうして抗議をしてやめさせなかったんでしょうか。村有地の一時仮置きの必要がなくなったのであれば、借地契約を解

除すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 残土を仮置き、半の沢のほう、右岸側の村有地に仮置きをしてあったことは認めますし、それ以降、一部対岸の、あれは国の用地だと思えます。天竜川ダム統合管理事務所の管理をしておる用地のほうに天竜川ダムが許可をして、そちらのほうに移動をしたということも見ておりました。今、確かに議員おっしゃるとおり、ほとんどのものが——ほとんどっていうか、大部分と言ったほうがいいのかと思えますが、向こうへ動いております。これにつきましては、まず、何ていいますか、J R 東海がどのような考え方を持っていて言ったかどうかということの確認をしておるわけではありませぬけれども、少なくとも、誰も今の半の沢に、このことを前提として盛っていいよって、盛りましようって決めたわけでもないし、私も許可したわけでもありませんので、少なくとも現在行われています盛り土に関する技術検討会、第三者委員の砂防の専門家をもって技術検討会を開催しております。つい2月にも開催をされまして、あと3月の末にも予定をしておるところでありますので、この結果を踏まえて県の具体的な計画が示されて、村が安全性を確認して恒久的な使用を許可した後でなければ、当然、地下排水管等を含め、盛り土の本格的な工事は行われぬというのが当然のことであります。

トンネル残土の大半は移動をしておりますけれども、全てではありません。左岸側も一時的な仮置きというようなことのようにあります。一時仮置きの必要がなくなったとは言えないし、J R 側からそのような申し出もございません。村側に早急に返還を求める理由がなければ、特に借地契約を解除する状況ではないというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) あそこへ行かれた方は御存じだと思いますけれども、小渋川の左岸というのは、右岸側よりも多少護岸が低くなっております。昨年7月の洪水のときですけれども、ダムの放流があたのとき200 t 以上放流されておりましたけれども、あたのとき左岸側の護岸のほうかなり上のところまでえぐれておりました。私、写真を撮っておりますけれども、この放水量よりも多くなれば、当然、右岸側よりも左岸側に先に放流水が入ってきます、河川の水が。つまり、今のまま堆積した状態のままですと、何も防護していない堆積土ですので、全部崩壊していきたくらうというふうに思います。これからどんな雨が降るかわかりませんので、これから雨期を迎えますと、土砂流出時には大災害になりかねませんので、ダム統管にも連絡をして雨期までに撤去するように指示すべきではないかというふうに思います。ここは非常に危険な地域だということをぜひ意識をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○村 長 天竜川ダム統合管理事務所のほうにお話を伺ったところでもありますけれども、当然、一時仮置きで許可はしているということでもあります。

左岸側の仮置きにつきましては、管理者である天竜川ダム統合管理事務所の許可を得て行っておられる、やっているとということと、護岸の高さについてでありますけれども、左岸側も小渋ダムの最大放流量の想定口より高い位置であると、こういうふうなお答えがありましたので、流出するおそれはないのではないかというふうに考えて

おるところであります。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。ちょっと、もう一回今のお聞きしたいんですけども、想定する放流口、放流口より高い。左岸側の今年のあの水位を見ていると、最大放流時、確か220 t ぐらいだったと思うんですけども、そのときに護岸のかなり上部、もう上から、上段から10cm~20cm ぐらいのところまでえぐれています。ですから、想定される放流量はもっと多いですから、300 t ぐらい普通に出てきますので、最大時は。ですので、あれ、上へ上がっちゃいますよ。ですから、それは大丈夫だっという根拠にならないと思えますけれども。

○村 長 今申し上げたのは、小渋ダム統合管理事務所の管理課長さんに問い合わせたこととございまして、護岸の高さは、左岸側も小渋ダムの最大放流量の想定口よりも高い位置にあるということで、流出のおそれはないという判断で許可をしたということとございまして。

○7 番 (桂川 雅信) わかりました。それはダム統管のほうに一度確認をします。

3番目ですけれども、昨年9月議会で村長が県の委員会の結論が出た後に村として盛り土の専門家の意見を聞くというふうに確認されたと思えます。3月には多分県の第三者委員会——第三者委員会と言っていいのかわからない委員会ですけれども、報告が出ると思えますけれども、予算書には村としても専門家の意見を聞くという予算掲示はされていないんですけども、これはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○村 長 村としましては、第三者委員会の結論が出た後に、長野県がこれで設計を固めて、これで示してくるというふうに思っておりますので、そのものが出た段階で、前にもお話をしたとおり、専門家の違う意味での意見をお聞きする機会が必要かと思っております。当然、講師の謝礼ですとか、そういったものがなくなってくると思われますので、その状態のときには報償費等から捻出をしていって、あと、あの予算の中では委員さんに対する報償費を盛ってございましてけれども、言い方は悪いんですけど、先にその部分で食ってしまえば、必要だということで、また補正でお認めいただくような予算対応にしていきたいと思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 次の質問に移ります。

6番のツツザキヤマジノギクの話、ちょっと申しわけありません。次に飛ばさせていただきます。

7番目のアンフォルメル美術館の問題について、ちょっと伺いたいと思えます。

実は、先ほどの村長の冒頭の回答の中でも、6番議員の回答の中にもあったんですが、ちょっと私は異論がありまして、村は観光資源は少ないというふうに確かおっしゃったと思えますけれども、私は全くそうは思っておりませんで、実は、村の中にもたくさんの観光資源がある、たまたま発掘しているのになかなか利用されていないだけじゃないかというふうに私は思っています。

先日、DMOの会議がありましたけれども、あの場でアドバイザーされていた清水

先生が「もし村の中の観光資源を案内するとすれば、それをやるのは住民の皆さんですよ。」というふうにおっしゃっていたのを行かれた方は御存じだと思いますけれども、つまり、住民みずからが地域の中で、村の中での宝をどうやって自覚するかということに私は重要な鍵があると思います。DMOというのは、そこに例えば何かを預けてしまえば人が集まってくるような仕組みではありません。むしろ、それは大変危険な考え方だというふうに思ってください。商工観光係で窓口になっておられますけれども、DMOというのは、実は、はっきり申し上げると、インバウンドによって大手の旅行会社がもうかる仕組みをつくっているんですよ、ある国がね。本来のあれを利用するのであれば、私たちの村の中に宝物がどれだけあって、村民としてこれをどうやって生かしていくかということを経営者自身が考えると、その中でこそDMOは生きてくるんであって、ああいうところに全部預けてしまって、何か人が来るかのような錯覚に陥らないようにしていただきたいというふうに思います。その一つの事例として、私はアンフォルメル美術館を挙げているわけです。

アンフォルメル美術館は、皆さんよく御存じのように、全国で唯一の抽象画の美術館です。ただ、そのことの意義については、実はほとんど村内では知られていないというふうに思います。なぜか。それは、余りよくわからないからです。これが本当に全国的に情報発信できるような文化芸術活動の拠点として位置づけられれば、私はもっとたくさんの注目を浴びるだろうというふうに思っていますし、むしろ注目を浴びるような取り組みが私は必要なんじゃないかというふうに思っています。

ここにいろんなことを書きましたけれども、このアンフォルメル美術館がどうやったら全国的にきちんと位置づけられて、関係者だけではなくて、村の人たちも、こんなやっぱり素晴らしい施設を全国に情報発信するということがいかに大切なことなのかということを知っていただくための仕組みをぜひ村の中でつくっていただきたいというふうに思っています。

私、この質問通告の中でキュレーターということを書きました。美術館にはよく企画改正を行う方を、学芸員の方をキュレーターというふうに呼ぶんですが、キュレーターを地域おこし協力隊として採用する。その能力によって村に人々が集まり、集い、その中から、また新しい村の発展が出てくる芽があるかもしれない。実は、そのことに私は大変期待をしているわけであります。

何でも、この議会ではどうやったら人が集まるかということが議題になっていると思いますけれども、若い人たちが農村に集まる要因ってというのは、働き口があるだけではありません。特に最近。私、最近いろんな本を読みましたが、特に注目されているのは、若い人たちが楽しい、自分がやっている仕事も楽しい、仕事以外のことも大変おもしろい、楽しい、友達ができるとか、あるいは仕事のほかにもやりたいことができる、こういった全人格的といいますか、人の生き方として村にすることが大変おもしろく楽しくて仕方がないと、だから人が集まってくるというのが大体今成功しているところの私は事例だと思います。つまり、仕事も楽しくて、仕事以外のところも非常に楽しい、やっていること自体が楽しい、やっている人が楽しくな

れば人は集まらないと言っている方がすごく多いです、今。つまり、そういう村をどうやってつくっていくかということに、ぜひ主眼を置いていただきたいというふうに思っています。

かなり細かい注文を私この中に書きましたけれども、ぜひ、アンフォルメル美術館を文化芸術活動あるいは創作活動の拠点として位置づけていただきたいというふうに思いますが、お考えをちょっとお聞かせください。

○教育長

ご指摘のように、現代、非常に変化の多い時代でありますので、こういうときこそ心のほうを大事にしていかなければならないというふうに考えております。人々の心をつなぐ村の思いやりでありましたり、また静かに対象や自己と向き合うような時間、そういうのが大事だというふうに思っていて、ふるさとの伝統文化の伝承等が取り組まれているところであります。

そういう中で、アンフォルメル中川村美術館は、1993年、御存じのように個人の美術館として建設が始まり、村の美術館となって既に25年を経過しておるわけであります。当初、アンフォルメルの作品に限定したい、そういう方向でもって進んでまいりましたけれども、現在、ジャンルを広げて企画展を行ったりして、来館者も増えております。こうした時々の流れに合わせてながら、この美術館をおっしゃるとおり唯一無二の文化芸術創作活動の拠点としていくことを考えられればというふうに思っております。

○7番

(桂川 雅信) ぜひ、細かい取り組みがいろいろ必要になると思いますので、一緒に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

8番目のほうに移りたいと思います。

この8番の最後に私が申し上げたかったことは、村づくりに、今第6次総合計画の準備に入っておりますけれども、こういった総合計画をつくったり、あるいはいろいろな村づくりの計画、どこでもやっていることなんですけれども、実は私もつくってきた経過はありますので、人のことは言えないんですけども、大体半分以上のところは「絵に描いた餅」あるいは棚に飾っておくだけという計画が結構たくさんありました、今までは。なぜそうなってしまうかといいますと、これは、絶えずこういう計画を回していく、動かしていく、中心になる組織あるいは人がいないからであります。よくPDCAといいますけれども、プラン・ドゥー・チェック・アクションをきちんと回していく、動かしていく人材がどうしても必要です。村の総合計画、これからは、計画はよかったね、だけじゃなくて、計画もよかったし、だけど、そのとおり実行してすごく成果が上がったということが言われるような計画にしないとイケないんですが、そのためには、実行する舞台、組織、人材が、私はどうしても欠かすことができないというふうに思っています。かといって村長が日常的にこの仕事をするわけにはいきませんので、行政内部にこの仕事を責任持って実践する組織やリーダーが私はどうしても必要だというふうに思っています。

昨年視察に行きました曾爾村ですが、人口1,500人、役場職員40人足らずの小さな自治体ですけれども、企画の課長がおりました。私たちが案内して下さったのは企

画課長ですが、主任もおります。係員もおりました。あれだけ小さな役場で、企画課があつて、リーダーシップをとって動かしているわけですよね、総合戦略を。つまり、そういう人材と組織をきちんと確立することが私は必要じゃないかというふうに思っております。

議会が行政内部の人事や組織に口を挟むのは、私はよくないというふうに思っておりますけれども、組織全体の目標達成能力ですとか、課題解決能力を引き上げることは議会としても注目すべきだというふうに思っておりますので、ぜひ村長の見解を伺いたいと思います。

○村 長 ことは、まち・ひと・しごと総合戦略最終年になります。だけど、恐らくこれは、ことしで終わるっていうか、31年度で終わるのではなくて、次に前向きに、国もやったものは、手を挙げたものには応援をするという、こういう姿勢は変わってこないと思っておりますので、曾爾村は、報告もお聞きをしまして、実際に小さいところでもかなりのことを売り上げている、当然、観光事業でも16億円でしたっけ、回復をしてきたというお話も聞いていますし、要は、組織と、やっぱりそれを引っ張っていくリーダー、要は人かなあというふうに思っております。そういう意味で、私どもとしても、今、担当職員、非常に頑張っております。それをやりながら村づくりっていうことでもありますんで、もう少し特化したほうがいいのかな、あるいは、場合によってはそれにふさわしい人材をよく外部から求めてきているところもありますので、こういったことにつきましては、31年、これが最終年になりますけれども、来年の中でしっかり方向を出します。出して行って、次にどうやってつなげていくかちゅうことを考えてまいります。

○7 番 (桂川 雅信) 村長言われたように、今、地域総合戦略、来年度で終了になります。実は、多分この次、その翌年度から次の新しい地域創生戦略、私は始まるというふうに、確実に始まると思っております。ですので、来年度、予算要求をもう確実にするということができる能力を持って、自分たちが、村がそういう能力を持って組織づくりを進めていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後のところに6番のツツザキヤマジノギクのことだけ少し申し上げておきたいと思うんですが、最終、ちょっと時間がありませんので文章の回答でいただきたいと思いますが、自生地の復元を学校教育で取り組んでいただきたいということでもあります。

ツツザキヤマジノギクというのは、長野県の絶滅危惧種1Aで、かなりもう危ない状態です。このイナノギクの保全活動については、天上のほうでも力を入れてくれておりまして、松川村の保全活動をいつも天上のほうは注目してくださっていますけれども、実は私ども長い間やっております、天上にこのことをお話ししました。「え、中川村さんでもでしたか。」って言われました。松川町と中川村は、そういう意味では非常に手を結ぶことができますので、松川町のグループとも私一緒に今手を携えて来年度はやろうと思っております。

もう一つ、もう少しリスクを管理するという面で見ますと、絶滅危惧種ですので、

どんなことがあつても、これはきちんと村の中に残しておくという手順を私はつくりたいというふうに思っております、その一番のいいきっかけが学校教育ではないかなというふうに考えておりまして、ぜひ学校教育の場でこの問題を取り上げて、環境教育の場としても取り上げていただきたいというふうに思っております。

以上です。

もし教育長から何かご回答いただければ、時間ありませんけれども。

○教育長

ご指摘のイナノギクでありますけれども、村誌を見ますと、伊那地方にしかなく、北限地は陣馬形山であると、そんなふうになっております。貴重な植物でありますので、ぜひ保全活動を続けていただきたい、続けておられる皆さんの取り組みに敬意を表しますとともに、さらなる継続を願うところであります。

また、学校教育でということでもありますけれども、小学校3年生のところ「地域の生物、身の周りの生物」という単元がありますので、ヒマワリを育てておりますけれども、もしイナノギクに取り組みうとすれば総合的な学習の時間での活動が考えられるというふうに思います。

いずれにしても主体的な児童の活動となるように、出会いが大事だということに思います。そんな点、考えていきたいというふうに思います。

○7 番

(桂川 雅信) ありがとうございます。

○議長

これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時56分 休憩]

[午後 1時10分 再開]

○議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳議員。

○4 番

(大原 孝芳) 私は2問を質問したいと思います。

まず、質問に先立ちまして、ちょうど8年前の3月11日は東日本大震災ということで、長野県でも栄村が翌日の3月12日ですか、大きな地震がございました。皆さんも、そのときにどんなようなことをされて、8年前、この大惨事を迎えたのでしょうか。私は、3月議会では毎回同じような話をさせていただいているんですが、ここんとこ3月11日が近づくと必ず震災の報道がされます。現在、物理的な災害の部分については相当復旧されていると思いますが、一番始末の悪いのは放射能被害でございます。

中川村においても2011年のどんちゃんまつりには飯舘村の皆さんをお迎えして、少しでも労をねぎらっていただきたいっていうような趣旨でお招きをしています。

特に飯舘村につきましては、津波の震災とか、家屋の被害は若干あったんですが、津波とか、そういったことはなかったわけでございますが、放射能被害という予測のしないことが起きてしまいました。そして、当時、私たちが飯舘村へ行き、現在も今続いている菅野村長さんのお話を聞く中で、3月11日、12、13日ごろから、もう既にほかの相馬町とか、そういった人の避難場所に飯舘村がなっていたそうです。つま

り、放射能被害があるということを知らずに、ほかの住民を自分たちの飯舘村に避難させていたと、ところが放射能被害が発覚し、それ以降、一回引き受けた避難民をまたほかの地区へ移したと、そんなような状況をお聞きしました。

それで、現在、飯舘村はどうなっているかというようなことを報道されておりますが、私も2年ぐらい前にお邪魔したときについては、ちょうど第1回目の帰還者を迎えるような年でした。しかし、当時5,000人ぐらいいた人口が、そのとき来られたのが1,000人ぐらいだというふうにお聞きしました。ということは、5,000人の村の20%ぐらいですかね、ぐらしか戻っていないと、そして現在も同じような状況が続いているそうです。そして、除染をされた大きな黒い袋が飯舘村の村内には散らばっているのが現状だそうです。

そうした中で、放射能の被害というのがいかに残酷なものであり長期化するかということは、住民の方、十分わかっていると思います。国民の皆さんも十分わかっていると思います。しかし、まだ原子力を再稼働するという動きは変わりありません。私たちは、これから震災が経年し9年10年と過ぎていくわけですが、こうしたことが起きると廃炉するにしても30~40年かかるという、本当に1世紀ごとの単位でしか原子力・放射能被害というものを防ぐことができないということを、その都度、毎年自覚しなければなりません。

中川村においても、そういった直接の被害はないわけですが、肝に銘じて全国のそういった被害について、村民、私たちもしっかり現状を把握しておかねばならないと思います。

大分長くなりましたが、質問に入りたいと思います。

3番議員がさきに質問されましたが、「上伊那郡内において、消防団のポンプ・ラッパ大会が取りやめになっている影響について」ということで質問させていただきます。

3番議員の質問の中でも村長ももう既にお答えになっていますので、ちょっと重複するところがございますが、お願いしたいと思います。

この問題につきましては、私の認識ですと、まず信濃毎日新聞の投書の中に若い子育てのお母さんが消防団員の旦那さんとの関係で投書をしたというのが私はきっかけだと思います。私も当時、投書欄「建設標」でしたか、そこを見て、ああ、こういう問題が、やっぱり若いお母さんたちは感じているんだなということを感じました。それから少し時間がたちましたが、その中で、信濃毎日新聞の中で特集をしまして、こういった消防団の、こういった軽減について若いお母さんたちから声が上がっていることについて、いろんな長野県内の各地からこういった声が上がっているということで記事が特集されていたことを記憶しております。

そうした中で、今回、私もちょっと驚いたんですが、辰野町がいち早くこういったことに取り組んだと。それから、先ほど村長の答弁にもありましたように、私たちの認識としますと、辰野町というのは非常に消防団の、何ていうのか、大会しますとラッパにしても機関にしても非常に成績がいいというふうにも私も認識しておりました。特に、こうした消防団から真っ先にこういった問題に手を挙げるっていうのは、私いさ

さか驚いたわけですが、それほど、やっぱり消防団として、やっぱり今の状況っていうのは非常にちょっと、訓練ですか、そういった過度じゃないかっていうような、そういうことを感じたっちゃうことは、いささか驚いたっていいことでもありますし、また慎重に、こういったことをしたことについては相当勇気がいったんじゃないかというふうに思います。また、箕輪町も同様でございます。

そうした中で、消防団の大会っていうのは上伊那で全部やって、それで、出席しない団員がいらっしゃるんですけど、その中で私たちがふと考えると大会が成立しないんじゃないかっていうような気がするんですけど、先ほど村長の答弁ですと中川村も続けていくということなんですけど、競技ですので競い合って、ほいで上伊那で優秀な人たちが県大会へ行くということで、団が上伊那の中で抜けて行ってしまうと、その大会の競技っていうものの意義がだんだん揺らいでいくんじゃないかっていうようなことが、さっき答弁の中で聞いたんですが、ちょっとそこら辺の影響について村長のほうからお聞きしたいと思います。

○村 長 きょうでしたか、今朝の信濃毎日新聞だか長野日報か、ちょっと忘れましたが、伊那市消防団は引き続きラッパ吹奏とポンプ車操法の大会を独自に行うと、上伊那の大会にも参加をするということを決めておると、その方向でやっていきますという市長の発言があったようであります。

大会の競技ということは確かにそうでありますので、これがだんだん抜けて、私は、今回うちの団は入らない、やっていかないということになると、それは、それはそれで、何といたしますか、なくなった暁には、上伊那の代表をどうするんだっていうのは、違う方法で決めるかもしれません。といいますのは、下伊那では、なかなか大変な状況の団もあるようであります、大会は、下伊那の大会はやるんですけど、じゃあ今度は代表でどこそこが上の県の大会に行きましょうとかいうようなことも、それに近いような取り組みもしておるといようなことも聞いております。競技性ということになりますと、競技っていうことになるのと技を競うということでもありますので、競うという対象が減ってくるということになると、競うということになるかどうかということについて言うと、これは、なかなか維持は難しくなるかもしれません。

○4 番 (大原 孝芳) 私がこの報道を知って、まずすぐ思ったのは、そういったように、大会の意味、最初のできた、こういう大会が、県大会とか上伊那の郡大会っていうのができた、その最初の目的っていうのは、非常に技術をアップさせようかなと思うんですけど、そういうところから逸脱したものをやり続けるっていうことも、余り当初の、何ていうんですかね、設立意義から外れるんじゃないかっちゃうことを思うことと、それから、何ていうんですかね、そういったことが連鎖的に起こるかどうかっちゃうことも、ちょっとなかなかわからないわけですけど、一番の問題は団員の負担が多いってことだと思うんです。

それで、当初の辰野町も、村長が言われると、辰野町はちょっと特別すごく訓練しているんだよって言って、じゃあ中川と違うのかなっていうような、そんなような発言もあったかのように聞いたんですが、多分、私たちが現役でやってきた時代とは、

まさに働き方も違いますし、それから、いろんな価値観も違ってきていますので、私たちなんかの時代っていうのは、何かやらないと村八分になるじゃないかっていうような状況だったんですが、今の皆さんは多分そんなふうじゃないですので、相当核家族化していますので、例えば日曜日ごとに消防団員、子育ての場合は旦那さんがやっ
てしまえば、どこか買い物に行ったりしたいとか、そういうときに、その時期には非常に子育てしていくとか、そして日常大事な休みを一緒に家族と過ごせないとか、投書の中も中身はそんなようなことでした。ですので、最少必要限の訓練は当然消防団員としてしないとまずいんですが、大会のための特別なそういった訓練みたいなものが非常に負担になるということで私は理解しております。

そうしたことで、中川村の消防団の中で、例えばこういった報道をされてから、村長も一緒に入られて副分団長以上とかで何か会議を持たれたというようなお話を聞いたんですが、そういった、中川村の中で、こういう辰野町、箕輪町のような動機で、そういったことで訓練を、大会に出ることをやめよう——やめようっちゅうか、そういうことに対することに、その会合の中でそんなような意見が少しは出ていますかね。

○村 長 先ほど正確に申し上げなかったかもしれませんが、2月の副分団長以上の会議の中で、団としての中でどういうふうに、今度のポンプ操法大会やっていくかという確認をしたということでございまして、それをこしは計画どおりやりますということを決めたんでありまして、歴代の村長、そこに行っておりません。はい。

○4 番 (大原 孝芳) すみません。じゃあ村長が出席したわけじゃないってことで、すみません。

団の皆さんたちのそういった自主的な意見っていうのは尊重されなきゃいけないでしょうし、もし、こういったことがいろんな地区でお話し、つまり、この報道によっていろんなことが議題にされ、そうすると、中川村でも当然そういうことをどういふふうに軽減していこうかちゅう話にはなってくると思います。私、そうしたときに、ぜひ、私たちも消防団員の皆さんから直接お話を聞けばいいんですが、ぜひ行政としても、そういった気持ちがあるとしたら、どんな方法がとれるかっていうことを一緒になって考えていっていただけることが大事だと思いますし、それから当然、何ですか、今の状況を見ていますと、できそうな息子さんも近所にいるんだけども出ていないとか、結構、本当に私たちの時代でしたらそんなことはなかなかできなかったんですが、今結構、働き方によって、夜勤があれば、そういう子たちはもう免除されたり、親御さんが「うちの息子は無理だ。」って言えばそれで済んでしまうような状況だって少なからずあると思います。したがって、現在、一生懸命本当に自分のプライベートの時間をしっかり犠牲にしてやっていたら皆さんについては、そういった面でいろんな声を聞いて上げて進めていっていただきたいなというのがあります。

最後のほうの3番になりますが、消防団で今現在商品券を、今度の予算にも入っていますが、団員の皆さんに使っていただきたいちゅうことでやっているんですが、そういう方法もありますでしょうし、また今言ったように軽減を、つまり負担を少し

軽減してでも今の消防団の活動をしていっていただくと、いろんな方法があると思うんですが、随時いろんな、消防団、今総務課でやられているんですかね、そういうところで話が出るんですが、将来的に向けて消防団っていうのはこれからどういうふうに団員の確保とか、女性消防団が入っていただいているんですが、そこら辺のあり方ちゅうのは常にもう継続して検討されているかどうか、それからまた将来どういうふうに消防団のあり方っていうのを考えていくかっていうところをお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、消防団というものはどういうものかということからありますが、これについては、やはり地域を一番よく知っている村民のある一定年齢以下の若者といいますが中川村消防団に自主的に入り、自主的に活動すると、活動するに当たっては、組織でありますから、それぞれの分団の所属をして、それぞれの地域の部という制度の中で、そこで統一した活動をしていくという、あくまでボランティア組織であるということでもありますので、これは、昔はもう少しこれが、ボランティアであったのかもしれないと思いますが、私たちのときには、年が来ればもう当然のように入る、入らざるを得ないというような状態もありました。ただ、おっしゃるように多様化してきましたから、勤めやなんかの関係で出られないという方がだんだん出てきたことは事実であります。そういう意味で、やはりボランティアだということと、時代が大分変わってまいっておりますので、一律にはいけないだろうということでもあります。

それと、もう一つ、消防団は自主的な組織でありますので、村行政がどのようにしてすべきだということとはなかなか申し上げられません。

ただ、あり方としては、組織としまして消防委員会というものがございまして、消防委員会の中では、将来、中川村の消防団をどのようにしていったらいいのか、今、人が集まらないのが問題だとしたら、どのように確保したらいいのかとか、あるいは装備面で欠けてはいないだろうかというようなことを、直接私は出られませんので、消防委員会の諮問をして、消防委員会で消防の状態を全部よく調べてもらって、こうあるべきだというふうに答申をしてもらおうという、こういう組織であります。したがって、これからの消防団のあり方ということで、今問題になっているのは、やはり訓練が非常にきついとか、訓練ばっかじゃないんですけど、なかなか、今おっしゃられたように、出ていかざるを得なくて、土日も幹部以上になると、もう集中的に、ある時期になりますと、なかなか休みがとれなくて家庭サービスもできないという声も聞いております。

また一方では、問題として、団全体の問題から見ると、当然、先ほど装備の問題が出ておりましたので、この中では、消防委員会の意見を聞いて今度の予算委反映したのは、例えば、私も思ったんですが、所信表明の中で申し上げたのは、あれだけ自主的にやってくれとる中でですよ、かっぱもばらばらで自分のものを持ってきてやると、視認性も悪いと、夜間も、やはり暗いところ、危ないところは近寄っちゃいけません、ちょっとここで申し上げさせてもらおうと、見回りをするんですね、もしそれが危なければ近づくなというのが鉄則ですけど、やはり風雨の中で視認性のいい

やっぱり装備をしていかにかいけないということでかっぱを統一しようというふうに予算を盛ったところでありまして、これも消防委員会からの意見でありました。そういうことで盛ったということでもあります。

それと、一番これから大きいものは、負担の軽減もさることながら、团组织自体が一番問題になってきます。というのは、中川村消防団は定員 200 人にしているんですけど、それが 35 歳まで務めていただくことになっておりますが、これから対象者がどんどん減っていくわけです。減っていく中で、今の体制で維持していけるのかっていう問題もありますし、場合によっては、それこそもう少し縮小せざるを得ない。今の状態が、特別消防団制度といたしまして一旦定年が来てやめられた皆さんにも事情がわかっているっていうことでご協力をいただいている。女性にもやはり共通にそれぞれの場で能力を発揮してもらおうということで女性消防団も組織をしてみました。こういう中で、やっとなんと 187 人なわけです。一番問題になってくるのは、これからのあり方だと思っておりますので、そういう点は、訓練の中身とか大会の中身、それに向けた競技性を求めてとは言いませんけれども、そのあり方の問題もさることながら、やはりそちらのほうをむしろ重視していくことになるというふうに思っております。

申し上げるならば、団活動のあり方につきましては、辰野町ですとか箕輪町の団の方向性も参考にさせていただきながら、消防団でいうところのワーク・ライフ・バランス、こういったものを最重点にした組織検討を行っていただきたいなというふうに思っておりますし、そうなるように、例えば消防の本部長は職員でございますし、主任も中川村の職員でありますし、そういう主任たちを通じて団長に問題を投げかけ、そして全体で議論をしてもらおうと、こういうことはやぶさかではないと思っておりますので、そのように考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 議会からも 2 人が消防委員っていうことで出席させてもらっています。

この問題は、やっぱり、この報道っちゃうのは本当に消防団のあり方について一石を投じた一つの大きなニュースだったと私は思います。したがって、究極のボランティアなんですけど、なくてはならない組織でございますので、ぜひ将来にわたって、それこそ持続可能な消防団のためにも、議会の消防委員を通じて私たちからもまた意見を出させていただきたいと思っております。

次の質問にまいります。

「地方自治に対する最近の政治動向について」という題で質問したいと思います。

最近、皆さんたちも新聞紙上でいろんな報道よるんですが、特に気になることは、私も住民の皆さんによく国の問題をこういったところで余りしゃべることは場違いじゃないのみたいなことを意見されるんですが、私は中川村という地方自治体の根幹にかかわる問題だとして一般質問したいと思います。

1 番として「自衛官の募集の自治体制協力について」を質問したいと思います。

特に、今国会の中で、安倍首相は予算委員会の中でちらっと言ったんですが、各、中川村もそうなんですが、自治体が自衛官の募集の協力をしていないと、そういう、

そして、全国でも 6 割が協力っちゃうことじゃなくて拒否をしているというような発言をされて、それが非常に話題になったんです。それで、私も、住民の皆さんも、例えば自衛官の募集について中川村がどういうふうにかかわっているかっていうようなことも恐らく余り知らない人がいっぱいいらっしゃると思うんですが、そういう中で報道されたのが、実はそういうことではなくて、首相の言ったことは違ってまして、これは防衛省が発表していることでございます。新聞等の報道によりますと、本当に 9 割ぐらいが協力していると、それで、どういうことを協力しているかっていうことをちょっと数値だけ言わせていただきますが、全国で 1,471 市町村区があるそうです。その中で、紙で、つまり 18 歳と 22 歳、そうした歳の方の名簿を入手したいっちゃうことですね、防衛省としては。それで 1,741 市町村区ある中で、紙で提供しているところが 35.3%、それから電子媒体で出していただく自治体があると、それから宛名シールで出していただけたところ、それも宛名シールは 0.2%、そして電子媒体は 0.8%、それから住民基本台帳を閲覧させてもらって、そこであれですかね、防衛省の方が、よく選挙の私たちがやるように名簿を写させていただき、閲覧させていただくと、そういう方法でやっている方が 53.5% ということで、全て合計しますと 89.8% で、それから、つまり未取得って、つまり全然データのほうでとりに、つまり何もいかなっちゃうところもあります。それで、完全に名簿提出の閲覧にも応じていないのが全国で 5 自治体、5 つの自治体があるそうです。それは全体から 0.3% ということで、首相の言った 6 割が協力しないって言ったことは、これ間違いだったっていうことが明らかになりました。

そこで、私もちょっと気になっておりますので、ぜひ、また中川村が、窓口に行って私が聞けばすぐ言っていたらいいんですけど、こういったことは、やっぱり自治体が協力しないってことは非常に、国のトップの方が言うものですからね、これは非常に問題だと思いますので、まず、ちょっとお聞きしたいんですけど、中川村ではどのような対応をされているかっていうことを言っていたらいい、それから、その理由を、その対応の仕方の理由をちょっと言っていたらいいと思います。

○村 長 これは請求に基づきます。請求に基づいて、住民基本台帳の一部の写し、年齢で切るっていうことでありますが、これを閲覧してもらって書き写しをしていただいております。先ほど住民台帳を閲覧して写していただくという 53.5% の中の自治体の一つかと思っております。

なぜやるかっていうことでありますが、まず、自衛隊法の第 29 条第 1 項の規定に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務というのがあります。これについては、事務をやっておるわけですが、まず、これは自衛隊の、正確な名前はちょっと忘れましたが、申請が出てまいります。ちょっと待って、お待ちください。これは自衛隊長野地方本部長名で市町村長に対しまして文書が出ます。ことしの場合には 30 年の 12 月 20 日付の文書で、中川村長宛てで文書が出ております。これに基づきまして、これが今言った事務について協力をしてくださいということでありましたので、今度は私どもとしましては、住民基本台帳法の第 11 条第 1 項に規定する法令に定める

とが国のあり方でありますので、そこら辺にきちんと一線を画して対峙していかないと、そういう意味で質問させていただいています。

したがって、こういったことが、沖縄のような状況が許されるということは、例えば基地の問題ばっかじゃございません。今現在、放射能の、例えばあいつたものをどこへ置こうとか、もし国が決めたところに、例えば長野県にそういった処分場をつくらうとしたときに反対しますよね、皆さんね。そうしたときに、国が決めたことに対して地元の住民が反対、あるいは県が反対しても、国の政策としたらそういったことを認めていくのかと、そういうね、つまり基地だけの問題じゃないと思うんです。こういったことがずっと、この政権だけじゃないし、この国として、こういったことを地方自治という、自治体というものをきちんと、村長さつき言われたように、憲法下の中できちんと抑えていただくと、そういう意味で、私は非常に沖縄の問題というのは、今の現状っていうのは非常にまずい状態だと考えております。

したがって、村長にも、ぜひこの問題について所管をいただきたいと思いますが。

○村長 県民投票の結果と国が進めようとしていることが全く反対になっていること、これをどういうふうにするかということですね。

確かに、おっしゃるとおり、沖縄県の県民投票、辺野古に関して、辺野古に基地をつくる、賛成か、反対か、どちらでもない、この3つだったと思います。最初は、やはり地方自治法の請求でもって10万筆以上集めて、有権者の50分の1以上で発議ができて条例制定の要請を起こしたというのが始まりでありますし、この結果は、例えば反対が確かに7割を超えておりますけれども、超えたわけですけど、これが直ちに辺野古に基地はつくらないということには、これは、もちろん法的な拘束力がないということは政府も言っておるとおりであります、ねじれているのは、やはり沖縄の人たちのやっぱり気持ちと政府がどうしても進めようとしているところの全くの違いだと思っております。

報道にもありましたとおり、改めて申し上げます。法的拘束力はないわけでありまして、平成8年に新潟県の巻町、ここに原子力発電所を建設しようというような話がありました。これをめぐって住民投票の結果、建設が反対だということが過半数となりまして、町長は建設を断念したという例があります。ただ、これは、今言ったように受け入れる側の町長が断念をしたということでもありますので、今度は、そこへつくるかどうかっていうことは別の話になってくるということでもあります。ただし、こういった例がありますので、政府はやはり無視はできないのではないかなあというのが私の思っているところです。

もう一つ理由は、辺野古への埋め立て、最近よく言われていますのは、国会なんかを見ますと、非常に地盤として深いところに弱い——弱いつていうか、非常に軟弱な粘土層があるということでありまして、一説によりますと、一部で深さ90mに達するというようなことで、特殊なくい打ちが必要だと、くい打ちを海の中でやりますので、そこまで届くくい打ちをできる船はないとか、あるとかいうような議論にもなっておるようであります。当初よりも、思っていたよりも工事費は2兆円を超えるんじゃない

ないかというふうな議論もあるということでもあります。

したがって、沖縄の民意と現状の話から見えていくと、米軍基地を普天間から辺野古に移設をするっていうことを、どうしてもしゃにむに進めていく、これはどうかなっていうふうには感想としては持っております。

地方分権のたちがから言いますと、国と地方は、戦後は対等と平等でございますので、対等と協力関係にあるということは、指摘は正しいとは思いますが、今回の投票の結果、沖縄県と国は対等、平等であるから県民の意思を尊重すべきだっていう言い方もできましようし、やはり、よく言われているように民意を考えるっていうことは、やっぱり民主主義をどうやって捉えるかという問題だとも思いますので、そういう意味で、私は、どうかと、政府が強引に進めようとしていることは、というふうには所管を持っております。

○4 番 (大原 孝芳) 最後になりますが、村長の立場で、こういった質問に答えることもなかなか大変だと思うんですが、難しいことかなと思うんですが、際立っているのは、全国町村会では、今、村長が村長に就任する以前だと思うんですが、もう既に日米地位協定についてはもう見直しが必要だということもされています。それから、最近ですと、知事会でも見直しを求める意見書等を出しているということで、これはイデオロギーの問題じゃなくて、今まで話してきたように、やっぱり住民が反対しているものを強引に押し進めた結果、何が起きるかかっていうことなんですよ。つまり分断を生んで、つまり本当に幸せな日本の国をつくらうという心はかけ離れています。過去にも諫早湾の都か、非常に構造物をつくるときに、国というのは、もう決まっただけで進んできました。それから、今現在だって諫早湾の埋め立てなんかは裁判やっていますよね、あけるほうと閉めるほうが。つまり、一旦決めると立ちどまらないんですね。それで、この問題も、物理的にあの空港ができないんじゃないかっていうことを私たちが情報としては持っているんですが、問題は、この国は人の気持ちをどういうふうに考えているかっていうことなんです。

したがって、村長は中川村村民を守っていく責務がございます。それから、沖縄の問題っていうのは、玉城デニー知事は県民を、民意を持って沖縄県民を守っていく。だから、こういうような問題に毅然として、私は村長に立ち向かっていただきたいと、そういうような、首長として、こういった地方自治の侵害に当たるような、こういった行動に対してはきちんとやっていただきたいという思いで質問させていただいています。したがって、今村長のお考えもお聞きしたんですが、これからいろんな立場で村長は場面出てくる場合がございます。また、全国町村会あるいは県の町村会、そういったところで村長がリーダーシップして声を上げていくことはなかなか難しいと思うんですが、ぜひ、こういったことも、いろんな首長さんたちと話す中で、皆さん、首長さんたちも一緒になって、こういう今の問題っていうのをきちんと取り上げて、こういったものに対して問題意識を持ち続けていただきたいと思います。そういうふうには思いますが、再度、村長のこれからの考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 オスプレイが北信地域の自治体の空を飛んだという、過去ありました。このときには、そこの情報をもとに長野県に確認をし、長野県から今度は防衛省、外務省じゃない、防衛省のほうに問い合わせをしてきたと、経過があります。それからまた、最近では、辰野だと思いますが、一部飛んだという写真も載ってありました。こういうことに対しては、長野県の町村会、一致して要望——要望といいますか、出してっております。その中身は、飛行をやめろというわけには——やめろっていうよりも、例えば騒音ですとか非常に危ない、オスプレイ自体は安全性が確認できないじゃないかという問題もありますので、そういうことによって事態をしっかりと把握して、まず的確な情報を市町村に入れてほしい、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施しては困るということとを関係しているところに要望しております。こういうスタンスの中で、その一つとして一自治体として一緒に声を上げていくと、こういう立場で行きたいと思えます。

中川村は、確かに5,000人弱でありますけれども、そういう意味では、5,000人弱だから無視するとか、そういう話でもなくて、やはり関連しているところでは、やはり少なくとも住民の命をやっぱり守るという点では代弁者の代表でありますから、そういう意味でしっかり、ほかの自治体と一緒に声を上げていくということで考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 以上で質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました3問について質問してまいります。

特に消防については前2人が質問しますけれども、自分の消防団の経験とか、消防の歴史がどうだったかと思うと、どうしても聞いておきたいということから、くどいようではありますが、よろしくお願ひします。

消防団の訓練についてでございますが、機関、ラップの訓練は継続されるかということでございますけれども、上伊那北部2町ではことしから町のポンプ操法大会、ラップ吹奏大会をやめると、また、上伊那郡のポンプ操法大会、ラップ吹奏大会へも出席しないと、こんな新聞報道がありました。その要因は、消防団員の負担軽減と、また実践に合った方法をやっていくというふうにあります。

消防の任務というものは、始まって以来、目的は一つであって、それをひたすら訓練して、いかに災害現場でもって的確に消化できるか、これがポンプ操法かと思っております。

消防団の使命は、地域住民の生命、財産をあらゆる災害から守るという崇高な使命のもとに活動しております。

私も今から48年ほど前に消防団員の経験、入りまして入団し、それから10数年、団員を務め、その後、村の消防の幹部も務めさせていただきましたけれども、ひたすら地域住民のためと思って頑張ってやってまいりました。その中で、規律訓練はもとより、各種訓練は大変ですが、いざというときの訓練として取り組んでおり、その訓

練が火災現場を初め各種災害に対して役立っていると認識しております。また、この訓練を通じてお互いの職業の違う方たちとの意思の疎通が図れました。地域を守るといのは、自分たちの使命として、毎年5月から村の大会まで、お互いの時間の打ち合わせをしながら、同じ目的に向かって取り組んでまいりました。時代がいかに進歩しても、消防団活動は、私は変わらないと思っております。

近年、日本の企業のあり方が変わってきておまして、消防団員の方たちの話を聞いておりますと、最近でありますけれども、夜勤が多くてなかなか訓練には出られないという話もありますし、そんな中でやりくりをしながら訓練をしておると聞きます。そんな努力の結果が、昨年は郡大会で可搬ポンプ、ラップにおきましても過去にない上位をいただくことができて、村長もともに喜んだことは、まだまだいまだ記憶に新しいと思っております。

私は、物事の全てに基本があると思っております。このポンプ操法は、確かに競技性があるかと思えますけれども、競技だかもしれませんが、火災現場の水出しの全く基本中の基本であると私は理解しております。そうした中で、これからの中川村消防団のあり方について村長の考えをお聞きします。

○村 長 このことにつきましては、2人の方からお聞きをしております。

まず、今回のポンプ操法大会、ラップ吹奏大会、これに向けた練習、訓練が非常に大変だという、負担になっていると、一番の、今回どうしようという話の中で、今回中止にしましょうと、今回から当面中止にしましょうという結論を出したものでありまして、それにかわる訓練、必要な訓練は研究をしてやっていくということでもありますので、まず、そのことをやっぱり我々はきちんと捉えておく必要があると思えます。つまり、消防団で一生懸命やっている方は非常に、何か一方では、言い方は変な言い方をすると、大変失礼な言い方をしますが、消防ばか、変わっている、こういうふうな見方になってしまうと、誰もこの消防団に入っている意義なり、彼らの頑張りを、何ていうか、おとしめるようなことになってしまいますので、そうすると議論は進まないだろうということでありまして、申し上げます。

まず、ことしの——昨年ですか、ポンプ操法大会での感想も言っていたとおりでありますけれども、まずちょっと聞いてください。ポンプ操法大会の教本どおり完璧さを求めて訓練をして、上位入賞という成果が上がるのが確かに励みになるということ、チーム編成の仲間と心を一つに訓練することで得られる一体感、団員間のきずなの深まり、これも理解できます。昨年の郡大会で小型ポンプ操法の部で一昨年最下位に沈んだ悔しさを見事第2位となり晴らしたと、ラップ吹奏もしかりであります。素人がほとんどの集まりなわけでありまして、そこからかなりきれいな音が出せるようになり、3位という結果になったと思っております。その精進ぶりにも頭が下がると、これが私の率直な感想であります。

ただ、問題は、タイムを競って減点をなくす競技性が高ければ高いほど、実働での必要は動作に外れ、別の世界にあるという感もなくはない、私がそう感じるということです。

もう一つ、団員の家族からは厳しい指摘もあるわけでありまして。小さい子どもを抱え、また家庭そっちのけで取り組む——そっちのけという言葉はまことにいけません。消防と家庭とどちらが大事か、何も知らずに夫を消防に送り出す妻の耳に入るのは「消防はボランティアなんだから必ずやる必要はないでしょ。」と、「私はやめてもらう。皆が支えるんじゃないの、消防は。」という声までほかの奥様たちにはあると、これは、一生懸命夫がやっている、幹部で頑張ってくれている奥さんが聞いた話なんです。

こういうことがあるということでありまして、今年度、消防団に考えてもらう機会を持たなければいけないと思っております。

ポンプ操法に向けた訓練のあり方もさることながら、何度も申しますけれども、分断と部が、これから必要な人数を、これから、今の状態だと確保できるかも心配なわけです。そういうことも、入ってもらうことと、消防団に入ってもらえる年齢の若者が減っておると、急速に少なくなる中で、現在の団活動もそのまま維持をしていくということは必ず行き詰りが生じます。そういう意味で、まず思っております、伊北の2団の決定は、これから勧誘を進めるときに、いろんな意味での、皆さんの耳に入っているはずでしょうから、かせにはなりはしないかという意味でも心配です。

私は何度もくどく、いろいろあだこうだ言っておりますけど、現在のポンプ操法というのは、実際に水を出すときのホースのつなぎ方、素人がやると、何、つなぎがきちんとできないところにやって慌ててしまうとか、いろいろあるようでありますので、こういったことがきちんと出せるような訓練としては、どこかの場で持つか、今あるポンプ操法の訓練というのは非常に役には立つというふうに思いますが、そういった現状もありますので、ぜひこれは団の中でしっかり考えていってもらうことかなあというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) さっき訓練っていうものは競技性がある、それが適切かどうかという、それは何が正しいっていうことは言えませんが、私は経験、経験を語っても余りよくないんですが、火災現場でも、そうしたきちんとした訓練をして積み上げた結果が的確に水が出せたのかなあと、こんなふうに思っておる一人であります。

確かにご家庭でもってお母さん方が負担っていう話は聞いておりますし、しかし、ある面では、親がお断りしたけれども子どもは何で入れてくれないんだっていう、そんなご家庭もあることも聞いております。

消防団っていうのは、これから、日本では世界の類のないすばらしい消防団だなあと思っておりますけれども、これからは存続されることを願っておるわけでありまして、そうした中で、今春の火災予防週間ですか、毎晩のように回ってきて啓蒙していただいておりますし、消防団ってありがたいなあと思っております。

そうした中で、消防団員が勤める企業に村として、団員として頑張っておるで協力してくれよっていうようなことは従来しておりましたけれども、今でもされておりますか。ちょっと書いてなかったんですが、もしあったら伺います。

○総務課長 ちょっと今手元に詳細な資料はございませんが、従来から引き続き企業にはお願い

をしてきているところでございます。
○8 番 (柳生 仁) 中川村は、火災のときには、普通の日でも多くの団員が出席してくれまして、村民から大きな信頼いただいていると思います。これからはしっかり消防団を支えていただけるようお願いしまして、次の質問に行きます。

「見えない子どもたちの心の声を聴いているか」ということでございますけれども、最近のニュースでは親が子どもに虐待する痛ましい事件が報道されており、全国では相談件数が8万件余と新聞報道にあり、潜在的にはもっと多いんじゃないかと、こんなふうにあります。

上伊那保護司便りでも訴えておりますけれども、上伊那でも子どもの相談件数が相当増えておると、中が村も心配でありますけれども、そんな中で、相談件数が上伊那でも800件を超えとるそうであります。

最近のニュースでは、小学校4年生の子どもが父親の暴力でとうとい命が奪われとありますけれども、本来は、子どもたちはお父さんお母さんに温かく抱き締められるのが本来の姿でありますけれども、こういった子どもさんたちが想像を超えるすさまじいことでもって暴力を受けたっております。

中川村では、第5次総合計画で子育て支援の中に政策の体系でもって「虐待防止ネットワークの充実」とあり、ここでは、児童の虐待の早期発見ということ、また対応、防止のために関係機関と連携し、情報を共有しとあります。

中川村では信州型コミュニティ・スクールを取り組んでおり、家族やボランティアたちに見守られているような活動ありますけれども、ここでは子どもたちの様子はよくわかりません。

私は、昨年は小学校2年生の子ども大豆栽培に取り組んでできましたけれども、こうした中でも先生は子どもの力を引き出すように意見を聞いて、それを尊重して栽培に取り組んでいきました。子どもたちが調べた方法などでもって取り組み、鳥よけも子供の意見を取り入れて対応しましたが、80%鳥に食べられてしまいました。あらかじめつくってあった苗を移植して、子どもが後まきした種をまいて移植、また暑い中においても草とりを先生の協力をいただきながら頑張ってきた経過があります。収穫はみんなでもって大豆を収穫して、棒でたたいて、ふるいをかけてきれいにし、それを授業でもって豆腐やきな粉や納豆、おからなどがつくられて食べられたそうあります。

こうした子どもたちのおつき合いの中からは、全く子どもさんたちのご家庭の様子はわかってきませんし、1クラスではわからないと思っておりますし、ヒマワリ学級へ行っても、みんな朗らかに楽しくやっておられるので、そういった様子は全くわからないわけでありまして、学校では、この子どもさんたちの見えない心の声をどのように受けとめているか、教育長の考えをお聞きします。

○教育長 私のほうから子どもたちの心の声ということの部分についてお答えしたいと思います。子どもたちの悩みとか心配は、まず学校で、あるいは保育園で、担任等、保育士、先生が感じて話を聞きます。

また、体などにあざなどの異常が見られたときには、園内、学校内で連絡をして、心配な場合は保健福祉課、教育委員会に相談があります。

また、家庭との連絡ノートで担任が心配を感じとり、連絡をして相談を受けることもあります。

日常的に地域福祉係と家庭相談員、また教育委員会の教育相談員と総務学校係は、相互に常に連絡を取り合っておりまして、保護者と話し合い、必要な場合には児童相談所の支援も受けております。

ただ、見えない部分、ご指摘のところでありまして、学校では、いじめアンケート、それから年2回Q-U検査というのをやっております、これ楽しい学校生活を送るためのアンケートなんですけれども、そういうことによつて見かけだけでは気づかない、わからない子どもたちの状況、心の様子について知るように、知りたいと努めております。

担任の先生以外の気づきも大事な情報であります。

また、不登校傾向の児童生徒には、担任や支援の先生や相談員が家庭訪問して様子を知らぬことに努めております。

これらの情報をもとにして、子ども育成推進会議という会議を持っておりまして、保育園、学校、保健福祉課、教育委員会、児童クラブが一堂に会して、それらの子どもたちの様子について共通理解をして、また必要な個々の状況については子ども理解ケース検討会ということで、学校へ伺ったり、あるいは学校の先生方に集まってもらって懇談をします。

また、保護者や子どもからの心配事には、月に1日、中川中学校のほうにスクールソーシャルワーカーが来校して相談に乗っているところです。

また、近年は教育事務所に、SSWっていいんですけども、スクールソーシャルワーカーという専門的な支援員が複数人配置をされておまして、家庭の中にもかかわって支援をしてもらえようになり、とてもありがたい状態があります。

この後、虐待防止のネットワークのことについて保健福祉課のほうからお願いしたいと思います。

○保健福祉課長 それでは、質問の中に虐待防止ネットワークのことがありましたので、保健福祉課にも関係がありますので、つけ加えてお答えしたいと思います。

平成20年度から中川村要保護児童対策地域協議会を設置しまして、要保護児童の適切な保護を図るために情報交換、それから支援の協議などの場を設けています。

最近では、児童相談所職員と隔月、2ヶ月に1回というような形ですが、隔月で懇談を行って指導、助言をいただいております。

保健福祉課では、平成29年の6月から家庭相談員を配置しまして、複数体制での要保護児童及び家庭対応を行っております。

さらに、31年度からは家庭相談員を正規化しまして、より充実した対応が図られるよう整備をする予定です。

現在は、家庭全体の状況把握をする中で、どこまで踏み込んで家庭支援できるのか、

難題はあります。村内のバンビーニだとか児童クラブ、それから保育園、学校などで情報を得ながら、保健師、それから民生委員さん、それから上部機関など、各関係者の意見を聞きながら状況把握に努めています。

○8番 (柳生 仁) 本当に今こと細かに説明があり、少し安心しとるとしながらも、中川村に、私ども、子育てのときには、しつけと称してつい大きな声を出したこともあったのかなあ、それがもしかしたら言葉の暴力だったのかなあ、こんなふうに思うこともありますけれども、おかげさまで無事成長し、社会人として働いておるんで、よかったのかなあと思っておりますが、子どもというものは非常に弱いもんであります。本当に親が、また周りがしっかり抱きかかえてあげないと無事成長していかないのかなあと、こんな中で、過去にも質問したことがあります、まずお子さんができて、子育てをどうするかっていうときに、子育てってというのは非常に親ができない環境になってきて、親が困っちゃうというときに、保健福祉課でもしっかりサポートしとるよつていうようなお話ありましたので、非常に心強いわけでありまして、こうした中で、中川村ではまだまだ課題はあるかもしれませんが、現在はそんなには心配、子どもさんの虐待の心配ないつていうことよろしいでしょうか。

○教育長 心配をして相談を受けることがありますけれども、話をよく聞いたりして、解決といえますかできています、あるいは適切な対応ができていますというふうにご考えております。

○8番 (柳生 仁) ぜひとも、上伊那の保護司便りにありますように、子どもの声が聞いていますかという本当に見えないことなんですけれども、それがしっかりできるようにお願いしたいと思っております。

次に3問目の質問でありますけれども、「桑原の産業廃棄物処分場について」でございますけど、こっちは現在は現在ごみを捨てているところの場所でございますけども、桑原地区にある産業廃棄物処分場は、始まって以来大変長い時間をかけておりますけども、私は社会に産業廃棄物処分場が必要と思っておりますし、これが悪いとは言っておりません。ぜひ、きちんとしてくれれば大いに私どもの出すごみが片づけられるかと思っておりますし、ありがたいなと思っております。

過日、景観審議会では現場視察がありまして、事業者から現場の確認のとき何らかの書類が村に出してあるよということ、まだまだ時間かけて使つていうふうにご理解してきました。村ではこのことを確認されたかということでございますけども、現在、山の土をとる花崗岩の採取はもう期限が切れておりますのでとれない状況になっております。今後どのくらいまでこの産業廃棄物を積み上げていくのか、県と相談して確認してはどうかということでございます。

ちょっと話ずれますけども、私は隣の〇〇クリーンセンターを視察してまいりました。話を聞いていきますと、ここでは水田を掘り下げてシートを張つて外に漏れないようにしておるといふ話をしておりました。これは飯田市の〇〇産業さんでございますけども、現在は3基目があと半年で終了と聞いておまして、今4基目の準備をしとると、4基目の場所については、今度はシートを6層に張るんだつていうことから、

現場で働いておる方はお話がありまして、だんだんいいものになってきて——いいものっていう言い方はおかしいかもしれませんが、外に漏れないように対処しとると、そんな話を聞いてきました。「地元の方たちとの問題はどうか。」っていうことを伺ったところ、この〇〇産業さんでございますけども、1基目のときには、やっぱりすぐに理解は難しかったようでありますけども、1基目にきちんとしたところ、その後は地元の方々とか全く問題なくて好意的にやっておると、そして最初ときには、地区説明会もそうですけど、一軒一軒お伺いして適切に説明したというふうに話していただきました。そして、この処分場から出る水でありますけども、排水溝のところではコイを飼っておるということから、このことも地元の方たちに常に確認していただいておりますよという話があったわけでありまして。この処分場でありますけども、最後、終わった後に覆土をするんですけれども、覆土は県の指導では50cmということでございますけども、業者の感覚で1m覆土して、その上に現在は桜を植えてありますけども、そして、いい環境でもって保全していくんだと、こういったことがありました。

事業者で、それでもって桑原の産廃処分場、事業者から村に何らかの書類が出てありますよっていうような話があったわけですけど、桑原の産廃処分場から出る、また書類の問題と、流れると思われる排水が適切と前も報告がありましたけれども、最近見たときには何ら水も流れておらんもんで、排水が安全かどうかをどういうふうに確認しとるか、書類の問題と排水の問題についてお聞きします。

○住民税務課長

産業廃棄物最終処分場の設置、変更等の許可は県知事の許可となっておりますが、桑原地区の産業廃棄物の最終処分場は、平成4年の設置当時、法規制がかかる前に設置された特例の処分場であり、自社の解体工事等から排出される廃棄物を埋め立てるための安定型最終処分場となっております。

県は、従来から速やかに埋め立てを終え、覆土をして廃止すべき立場で指導をしており、さらに処分場として引き続き使用する場合は、廃棄物の保管基準や維持管理基準を順守し、適正に管理するよう繰り返し指導を行ってきております。

埋め立て物は、瓦れき類、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、ごみくずの安定5品目となっております。

今まで県の廃棄物監視員の立ち入り調査により改善等が必要な場合、また問題が発生した場合は、業者に対して県から指示書を出し、対応するように指導をしています。その指示書、業者からの改善計画については、地元の桑原地区対策委員会、南向土地改良組合、県の関係機関、村とで協議をしながら業者に確認し、要望を出すなど対応をしている状況です。

村では年2回、環境審議会の際に環境審議会の委員、桑原地区の皆さん、県の廃棄物監視員により現地を視察し、業者から説明を受け、状況を確認しています。

住民からの搬入状況などの通報等があった場合には、村の担当者が現地を確認し、その都度、県の廃棄物監視員に報告をしています。

ご質問の業者から村へ何らかの書類を提出しているところでは、平成26年度に産業廃棄物最終処分場に隣接する山林の残土埋め立てに関する書類が振興課耕地林務係へ

提出された経過がありましたので、そちらではないかと考えています。この残土埋め立てについては、平成29年1月、業者と計画の手續について関係部署、耕地林務、建設、生活環境なんですが、そちらで確認を行い、必要な申請、届け出についての再確認を業者に依頼し、計画を見直すよう指導した経過があります。そのとき、残土だけの搬入の場合、廃棄物処理法には該当しませんが、隣接の現処分場が満杯近くになっていましたので、県の環境課の廃棄物監視員に相談することも伝え、村からも廃棄物監視員に報告をした経過があります。その後、残土搬入予定地の所有者から伐採届けがありました。届け出の必要ない場所だったため、こちらは返却したという状況です。

産業廃棄物処分場からの配水の安全性についてですが、村では年1回、下流の地下水の水質検査を継続して行っています。今まで検査結果に異常は見られていません。

また、県でも平成17年度から年1回、下流流出水1カ所、あと浸透水1カ所の水質検査を実施し、現在までのところ検査結果に異常はありません。

県は、現在のL字型擁壁の谷側の擁壁にこれ以上負荷をかけないように覆土について指示をしています。高さもそうなんですけど、この擁壁の負荷というところがやはり気になるところで、限界に近い状況の中で、県の環境課と協力、相談しながら、また環境審議会の委員、地元桑原の皆さんと現地確認を継続しながら進めていきたいと考えています。

なお、最終処分場北側にある花崗岩の採取についてなんですけど、こちらは伊那建設事務所長の許可が平成34年7月まで6年間更新されていることを確認しています。

○8番

(柳生 仁) 今お話の中で山をもう少し削ってっていうようなお話があったんですけども、現地へ行ってみると、看板では平成28年で終わっているのかなあ、許可が、それで、もしまた追加が出るようなら看板の書き直しをしてもらって、こういう適切にやっているということの明示を村としても指導してもらいたいなと思っております。

今お話がありましたように、いよいよ上のほうへ上がってきて、じゃかごではたくさん入らないっていうものかわからないんですけども、L型擁壁が、私から指導と判断で見ると不安定なところに設置してあるのかなあと思っております。これに大きな重量がかかると、L型擁壁ももしかしたら倒れるかなあ心配しております。

そんな中で、この産廃処分場、最終的に向けた図面がそろそろあってもいいんじゃないかと思っておりますけども、県と相談して、そういった図面なんかも出してもらえないかなあかどうかお聞きします。

○住民税務課長

ちょっと図面については、まだこちら県の方も調整はしていませんが、いずれにしても、去年の視察をしまして、やはり今の状況が満杯に近く、擁壁のほうもこのままでいくと心配なところがありますので、県と調整をしていきたいと思っております。

○8番

(柳生 仁) 前段申し上げましたように、私は、産廃処分場が悪いんじゃないかと、適切にやってもらって、その後も10年50年100年、安定した地盤であるように押さえていくことが一番大事なことだと思っておりますので、ぜひとも県と相談をして対応

していただきたいと思っております。

次に、陣馬形山のキャンプ場に監視カメラの設置ができないかっていうこと、このことは前にも質問しとりますけど、無理だよっていう答えが返ってきておりますけども、この要因でございませうけども、29年度だったか、避難小屋が整備されまして、本当にすばらしい避難小屋ができましたが、ことしの1月にフローリングが焦がされてしまいました。本当に残念なことでもあります。多くの方々が大切に使っていただいておりますのに、ちょっとした不心得の方がおって焦がされてしまったということで、本当に私は現地へ行って悲しい思いをさせていただきました。もしかしたら火災になったかもしれません。

ことしはトイレの新築が完成します。

また最近ではキャンプサイトで直火をされる方が増えてきております。このことも本当にアウトドアが好きな方々は「芝が枯れちゃって悲しい。」って聞いた方はお話されております。こうした方々をなくすにはどうしたらいいか非常に難しいわけでありませうけども、そうした中に、もう一つ、また31年度予算盛りまして、200万円ですか、キャンプサイトの増設となっておりますし、近年、観光客が非常に多くなってきておる反面、広場の草が伸びなくなってきました。8年前は草を刈らなくてぼうぼうで、一生懸命刈った経過があります、広場の。今は、行って草を刈る草がありません。っていうことは、環境も少し傷んでいるかと思っております。

私は、環境客が多いんですけども、意外とごみは少ないなあと、こんなように思っております。ただ、風が強いで、レジ袋が舞ってってクマザサの中へ入っちゃってっていう部分はあったり、つい拾わなかったりっていうことはありますけど、そんなことは問題じゃありませんけども、来るお客さんの多くは本当にマナーがいいなあと思っておりますけども、それでもわずか1%いるかいけないかの方のために、来たお客さんみんながちょっと変なふうに見られちゃうかと、そんな心配しております。

また、炭火でございませうけども、アウトドアの専門の方々はカンカンの入れ物を持ってきます。それで、その炭を持って帰っております。しかし、アウトドアまがいの方々は、どこかへ散らかしていきます。こういったことは、やっぱ村のホームページでもきちんと流してもらいたいなあと思っております。

陣馬形山の観光を守るためには何らかの方法があるかなあと思っておりますけども、監視カメラでいいかどうか分かりませんが、村としてもこれを監視する方法を考える必要があるかなあと、ことしはキャンプサイトも増えれば、またお客さんも増えてきます。今まではテント張れなくて帰られた方も何人もいらっしゃいますけども、こういったことについてどのように考えとるかお聞きします。

避難小屋の焼け焦げにつきましては、過日行って現地のほうは確認をしているところであります。また、キャンプサイトの直火の跡についても確認をしておるところでございませうけども、察するに、悪意というようなことではないのかなあとというふうには思っております。使い方を間違っただけの結果というふうにも受けてとれます。

議員さんも申しましたとおり、多くの方はマナーを守っていただいております。

○振興課長

というふうには考えております。

問い合わせ等いただいた旨には、そのような注意も含めて案内をしているところでもございませうけども、この部分が少し足りないのかなあという気もいたしますので、さらに注意を促しつつ、現場にも注意事項が目にとまるような看板を設置いたしまして、注意喚起のほうは進めていきたいというふうには思っております。

ご質問にありました監視また防犯カメラの設置につきましては、平成31年度中にトイレまた周辺の整備がおおむね完了しますので、今後の管理の方法等を含めて、防犯カメラ等の設置については検討を進めていきたいというふうには思っております。

○8 番 (柳生 仁) 陣馬形山は無料ってことは多くのお客さんが喜んでいただいております、この前行ったら「1回5,000円ぐれえ取ってもいいんだに。」と、そんなことを言ってくれまして、うれしいお客さんです。

そして、利用者の多くでございませうけども、どのように村に反映しているかっていうことでございませうけども、利用者の多くは「村内のスーパーを使いたい。」と、そんなお話をいただいとります。持ってくる方もいらっしゃるんですけども、「ここは無料で使わしてくれるんで、村内で買い物をするんだ。」と、本当にうれしいことを言っております。それで、風呂も望岳荘へ行って入りたいたいってことで入っておりますけども、それがどのくらい利益上がっているかわかりませんが、無料っていう半面、逆に村内をしっかりと使ってくれとるということで、報告しておきます。これは正確数ではありませんけども、本当にありがたいなあと思っております。

陣馬形の観光を守るにどのような方法があるかっていうこと心配ですけども、「ときとして、シーズン中に入山制限もいいんじゃないの。」と、これはお客さんから言われました。いっぱい来て困るんなら、むしろ入山制限ということをおもいました。ぜひともホームページで環境保護についてのお願いをしっかりと発信していただきたいんですけど、また炭火なんかはお持ち帰りいただくっていうようなこともホームページで流れているかどうか、ちょっと見ておりませうのでわかりませうけども、そういったこともお願いしてもらいたいと思っておりますけども、環境を守るための対策としてホームページでしっかりと流してもらえようかどうか確認します。

○振興課長

現在、陣馬形の頂上のほうにはアンケート箱というものが用意してございまして、利用者の皆さんのお声を聞いているということでございませう。そのお声の中には、先ほど申しましたとおり寄附等もしたいというふうなお声もございませう。

そんな中で、この監理の方法、有料か無料かのことにつきましては、近いうちにいろいろな人の声を聞く機会を持つ予定でございませう。あくまでも声を聞かせていただくというスタンスで開きたいなあとというふうには思っております。

確かに、非常に利用者が増えていく中では、混雑が逆にイメージの低下につながかねないという部分もございませうけども、この部分については、さらに検討していきたいと思っておりますが、最近いろいろなホームページ、またチラシ等については、平日がお勧めというふうなことも必ず加えていただくように、パンフレットまたは紹介して

いただける雑誌のほうには申し伝えているところでございます。

ホームページにつきましては、使い方のマニュアルみたいなものについては、紙またはホームページ等に掲載できるような感じのものをつくっていくことを検討していきたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 陣馬形山は村の重要な観光資源であり、自分も美里でありますので、自分たちの宝物と思っております。大事にしていきたいと思っておりますので、ぜひ村のほうも、きょうは前向きにお答えいただいておりますので、いい観光資源として今後も活用できますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時55分といたします。

[午後2時39分 休憩]

[午後2時55分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 松村利宏議員。

○5 番 (松村 利宏) 私は、一般質問通告書に基づき質問をいたします。

まず1つ目ですが、昨年9月の定例議会における一般質問で個人所有の保安林の手入れと防災対策について質問した回答に、木の駅事業の推進、森林環境譲与税を利用し防災、減災を図りたいとありました。

木の駅事業は、2月11日、信州なかがわ森林フェスティバルが行われ、里山整備を進めることについて住民に周知することができたというふうに思っています。

森林環境譲与税を利用し防災、減災を図ることについては、具体的にどのようなことを考えていますか。

○振興課長 森林環境譲与税は、地球温暖化対策や森林整備の促進を目的としておりますけれども、譲与税といった性格から、国から詳細な条件を付すことはなじまないというふうにされております。

しかし、県では、森林所有者の特定、境界の明確化、意向調査など、新たな森林管理システム、これ森林バンクというふうに前は言われていたものですがけれども、を推進するために活用することを優先してほしいというような説明がございました。

この新たな森林管理システムとは、森林所有者の適宜伐採、造林、保育等の管理の責務を明確化するものであります。意向調査により所有者が管理できない場合は、市町村が経営管理権を設定いたしまして、林業経営に適した森林については林業経営者に経営実施権、森林を管理する権利のほうを設定して、森林経営者が管理を行うというものでございます。森林経営に適さない森林、これは災害を引き起こしかねないような森林になろうかと思っておりますけれども、これにつきましては、譲与税のほうを使って市町村が森林整備をすると、こういうことが望ましいというふうにされております。

しかしながら、説明会を受ける中で、すぐこういう仕組みの中で整備をするということは、ちょっと手続上時間がかかるというような感じを受けました。

次年度、31年度の譲与税の活用につきましては、木の駅実行委員会への補助、また中学校への下駄箱の作成にも活用しまして、木材利用を推進して行くといった中で、里山の整備を推進していくというふうに考えております。

また、先ほどの森林税活用の新たな森林管理システムにつきましても、同じように進めていく予定でございます。

○5 番 (松村 利宏) 今、今年度何に使うかっていうところで説明をいただきましたけれども、中学校のところで使うっていうことで、おとといですかね、東小学校、中川東小学校でブッポウソウの巣箱をつくるということで、私も参加してまいりまして、それはそれで非常にありがたいことだなあとというふうに思っております。

続きまして、長野県は、今ありましたとおり、ことしの4月から森林バンク制度を盛り込んだ森林管理法が施行されるに伴い、市町村を支援する森林経営管理支援センターを県林務部に設置し、地域振興局にも同様の役割を担う森林経営管理支援員を配置することになっています。新制度は、今ありましたとおり、森林所有者が適時に伐採、造林または保育を実施することにより適切な管理を継続的に行わなければならないことを明確化したものになります。村は、村内の森林所有者が高齢、後継者不足などで手入れできなくなった人工林を仲介役となり林業経営者に森林の管理を集約することができます。もしくは、今ありましたとおり、できない場合は、また村でっていう体制も管理していくということがあるかと思っておりますけれども、所有者が手入れできなくなった森林は村にどの程度あるか把握していますかどうかっていうことと、把握していればその面積っていうのを伺います。

○振興課長 森林につきましては、県管理の森林簿と林班図によりまして所在、所有者や面積、樹種、林齢、材積等が記載をされまして管理をしております。

また、村には林地台帳がありまして、公図をベースとした所有者情報が管理されております。

更新につきましては、伐採届けですとか税情報によりまして更新が行われております。

このような台帳で森林は管理をされておりますが、議員質問の所有者の意向、手入れができないというような意向とか面積については、この部分については把握ができておりません。

○5 番 (松村 利宏) 今ありましたとおり、所有者個人が持っている森林っていうのは、現状なかなか面積等把握できていないということでございます。

中川村は約76%が森林を占めております。そのうち私有林は73%を占めているということになると思います。

村は、木材が非常に安くなったっていうことで、個人がなかなか森林、木材を管理できなくなったっていうのも一個あると思いますが、森林保有者が高齢、後継者不足などで手入れできなくなった森林が多くなっております。今後さらに急増することが予想されます。所有者が手入れできなくなった森林の現況把握が必要だと思っておりますが、この現況把握っていうのはいろいろな状況っていうのをしっかりと見て把握しておく

○振興課長 ことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○5 番 今後、新たな森林管理システムにおいて村が経験管理権の設定をして村が整備していく場合におきましては、所有者の森林管理の意向、手入れする気持ちがあるかどうかといったようなさまざまな意向調査をする必要がございます。今後15年間で村内全域を調査するというふうになりますけれども、意向調査で村へ経営管理を委託するといったような希望があった場合につきましては、1年以内に経営管理権を設置しなければならないといったような制限もございます。まずは、森林組合や区、地域と連携して、地域の実情を踏まえて意向調査対象区域を設定するなど、長期的な計画をたてて進めていく必要があるかというふうに思っております。

○振興課長 また、新たな森林管理システムの推進につきましては、専門的な知識と多くの事務が必要になります。県職員のOBですとか森林組合のOBを活用した地域林政アドバイザーといった制度がございます。このような制度の活用もあわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) この中で、中川村過疎地域自立促進計画というのがありますが、この中で、水源涵養機能または山地災害防止機能の維持増進を図るということで水土保持林と環境保全機能の維持増進を図る森林との共生林との2つに区分してやっていることになっているかというふうに思っております。森林の整備と保全をこの中で進めるということになっていますので、今言った個人のところ、これもこの中にしっかりと区分入れをしていただいて、今現況把握していくっていう中で、その中でどうしていくかというのをしっかりとやっていただいて計画を進めてもらうということが大事かと思えますので、そこもお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○振興課長 今後調査を進めていくところにつきましては、私有林、私有林について状況を調査していくということでございますので、その部分を今後整備を進めていくための調査を進めていきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) このところ、非常に今後、環境保全、防災、減災というところを含めて考えていきますと、村の76%、そのうちの73%が使用林ということになりますので、極めて重要なことになってくると思えますので、ちょっと時間はかかるかと思いますが、現況をしっかりと把握して、次のどういうふうにそこを進めていくかというところまで、次期の6次になるかと思うんですけども、計画になるかと思うので、そこをしっかりと入れていただいて、やっていただくことが重要かというふうに思っております。

○振興課長 次に、農業就業者の高齢化により山林に面している農地の一部は既に山林・原野化しております。今後急激に農地の山林・原野化が進むことが予想されます。これ、例えば天竜川沿いのところとか横前とか、ああいうところの農地は極めてしっかりと水田については管理できるかというふうに思っておりますが、どうしても片桐地区でも、それから特に南向のほうにおいても、それから葛島のほうにおいても、そういう山に面している農地っていうのは、もう既に山林・原野化しているところは多数あるかというふうに思っております。このような農地は、もともと水田とか、もしくは畑、い

ろいろ耕作物をつくっていたところでありますので、河川もしくは湧水、山から出ている湧き水を使って水田をつくっていたと、非常にちっさな田んぼになるわけですけど、水田になるわけですけど、それで、斜面に面しているため山林・原野化することにより土砂災害の危険が非常に高まっているというふうに認識しております。このような農地の現況の把握が必要だと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○振興課長 農地につきましては、年1回の農業委員会と営農センターによる農地パトロール、また農業委員、農地最適化推進委員による現況の把握等を行いまして、遊休荒廃地の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

○振興課長 しかしながら、土砂災害の危険性といった観点からの現況調査を行っていないところでございます。

○5 番 また、完全に山林・原野化した農地につきましては、事実上、農業生産が不可能な農地であるため、現況のほうの確認、調査等は行っていないのが現状でございます。このような危険箇所の把握につきましては、関係機関や地域の協力を得ながら行うということが必要かと思えますけれども、現在はできていないという状況の中では、今後の課題というふうに捉えているところでございます。

○5 番 (松村 利宏) まさに今、前問題のところ質問したとおり、山林・原野化した農地の現況を把握するために、区分、今、水土保持林と森林との共生林っていうふうに分けていくかということも区分していただくっていうことで考えてもらっていることになっていきますので、ここら辺りも区分をしっかりとさせていただいて、今後どういうふうにしていくかということも計画していただけないかと、今後一気に増えてくると思えますので、その辺のところをしっかりとお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○振興課長 先ほど森林管理システムを進めていく上で調査の前段にさまざまな調査区域とかを検討していくという、まず調査の方法について検討する中で、この部分を含めて検討していきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 一つこれも重要なことですので、あわせて同じようなエリアになることも多々あると思えますが、しっかりとお願いしたいというふうに思っています。

○振興課長 続きまして、中川村の小河川流域は下伊那郡松川町、上伊那郡飯島町にまたがる河川が多数あります。その小河川流域の森林及び山林・原野化した農地管理は、土石流防止を図るため極めて重要になるかというふうに思っています。

○振興課長 森林バンク制度により4月から各町村は、後継、高齢者不足などで所有林が手入れできなかった人工林を村が仲介役となり森林経営者に森林管理を集約することができるようになります。もしくは町村で行うことができるというふうになるかと思えます。

○振興課長 村は、上伊那地域振興局、下伊那地域振興局と連携して小河川流域の森林及び山林・原野化した農地の集約状況及び管理状況を把握し、防災、減災を進めることが必要だというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○振興課長 中川村は、上伊那と下伊那の境にありまして、両地域振興局にまたがる河川ですとか、また松川・飯島町を経由しての河川があります。

○振興課長 特に小規模河川については、十分に現況が確認されていないような場所もあろうか

と思います。

また、山林・原野化した農地につきましては、やはり沢沿いに多いということですが、この部分についても十分な把握はできていないというような状況でございます。

先ほどの新たな森林管理システムの対象になる森林につきましては、森林簿に記載された森林でありまして、山林・原野化された農地については森林簿のほうに記載をされておりませんので、今のところ、新たな森林管理システムの森林整備の対象にならないといったような状況でございます。

また、治山事業にも対象にならないといったような制限もございます。

しかし、本年2月の森林税活用の中には湖畔林整備といったような事業がございます。これにつきましては、県管理、村の管理の河川また周辺の、何ていうんでしょうか、材のほうを管理できるといったような内容のもののようにございますが、このような場所が該当になるかというものについては研究を進めていきたいというふうに思っております。

また、山林・原野化した農地、また山林の防災、減災につきましては、現況の把握ですとか、また所有者の責務といったところも含めまして、今後の課題としまして、関係課のほうと検討を進めていきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) そのところで、長野県が管理する1級河川のうち県水防計画書に定める重要水防区域を有する河川で地域住民生活に関連する河川は、建設事務所から河川モニターが委嘱されています。この目的は、住民の河川保全意識の高揚と河川管理への協力でやっておるわけですが、その報告先は河川事務所長となっております。このモニターから、ここちょっと質問にはないところ、入れてなかったんですが、今関連するところで、こういう河川モニターからの何か言っているような情報っていうのは村には入っているのでしょうか。そういうのはどうでしょうか。

○建設水道課長 今回の河川モニターの関係ですが、パトロールをしていただきまして、倒木、また護岸の損傷等があれば、うちのほうにもファックスが来ますし、伊那建さんのほうにもファックスするようになっております。

○5 番 (松村 利宏) 今、河川事務所のほうからファックスが来ているということですので、大体情報が共有されているっていう認識でいいかと思うのですが、そうなれば、毎年同じ人がやるのか、やらないのかっていうのはあるわけですが、その状況、河川の状況っていうのをしっかりと、その次のモニターの方、初めての人って状況どうなっているかわからないと思いますので、その継続をしっかりとやることによって、先般、前回の質問、前々回も含めて、要するに村外の松川町とか飯島町のところっていうのはなかなか、管轄が、行政区分が違うので、なかなか言っても、なかなか難しいですねっていう話があったわけですが、このモニター、あのときも答弁の中にもモニターの話あったかというふうに思っているわけですが、しっかりとそのときに把握しながら、こういう状況だったのが今度こういうふうになって悪くなったじゃないとか、余り変わっていないねとか、いろいろなところをしっかりとやることによって、直接モニターを通して村も把握しながら、そして、それぞれ下

伊那、上伊那の建設事務所と連携とれて、悪かったらそこで改善してもらおうということがかなり言えるかというやり方もあるのかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設水道課長 一例ではありますけれども、例えばウナギ沢の飯島町のほうの監視員の方から、一応ファックスを送ったけれども、例えば、動かさないけれども、それはどうですかっていうような形の中でうちのほうにも問い合わせがございます。

また、連携という話でございますけれども、どうしても管轄が決まっておりますので、ただ、うちのほうからそういったことでの、例えば下伊那のほうとか、そういう連携のほう、ちょっと具体的にはとっておりません。

○5 番 (松村 利宏) 今のちょっと2つの質問は、さっきちょっとありましたんで、連携してやらせてもらっていますんで、非常に今回答していただいてありがたかったというふうに思っております。

続きまして、信州なかがわ木の駅プロジェクトは、これ2年目を迎え、基盤が強化しましたが、課題っていうのが、強化が課題になっている、基盤強化が課題になっているかというふうに思います。中川村の里山は、車両が進入できる道路が少ないため、伐採した木の搬出が困難な箇所が多数あります。森林バンク制度により集約した森林を管理するため、森林経営者がケーブルウエーを設置した場合には、その近傍にある森林所有者がケーブルウエーを利用し木の搬出をできるようにするということにより、木の駅プロジェクト、里山の防災、減災にも効果があるというふうに思います。

この際、今現在、装軌車キシャの車が、車両が、かなりの急斜面も木の搬出ができるっていうのは認識しておりますけれども、なかなか中川村の中では、かなり急斜面があると思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○振興課長 お話をいただいたとおり、木の駅事業につきましては継続性が重要であり、多くの皆さんにかかわっていただき、材を出すことによって継続されていく事業でございます。継続されることによりまして資源の地産地消が図られ、地域活性化、里山の防災、減災が図られるというふうに考えております。その後の方法の一つとして今ご提案をいただいたかというふうに思っております。

森林組合のほうにお聞きをしまして、今現在、森林整備をするときについては、索道を張るということは大分少なくなってきました、作業道を開設して行うということがどうも増えてきたようございます。作業道につきましては、コストの面や一回つくれば長年使えるといった意味でメリットがあるようございます。作業道であればウインチ等を使って搬出できるというような方法もございます。さまざまな方法で材を出すということが重要になるかと思っております。

そんな中で、木の駅実行委員会では、安全な作業、伐倒作業ですとか、いろいろな搬出の仕方の技術講習会や共同の搬出会といったようなこともしております。

今後につきましても、広く村民の皆さんに安全作業の啓発や多くの村民の皆さんにかかわっていただける機会を提供していく予定でございます。

防災、減災を進める上でも里山整備は重要でございますので、多くの村民の皆さんに木の駅事業に参加していただきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今回答いただいたとおり、里山の整備っていうのは非常に重要になってくると思っています、これ、ちょっと簡単にいけないと思います。非常に中川村は、里山中の森林、それから荒廃した農地っていうのが非常に多くなっていますし、今後も課題になっていくかと思えます。しかしながら、しっかりと現況把握していただいて、それから中期的にはどうするかというのを考えていただいて、その中でしっかりと整備をしていくということが重要だと思います、今後とも引き続きしっかりとお願いしたいというふうに思っています。

続きまして2つ目の質問にまいります。

リニア開通後につきましては、東京まで45分、名古屋まで27分、国際空港はそれぞれ羽田と中部と両方あるわけですが、1時間30分程度、もう少しかかるかもしれませんが、行ける時代になります。

同時期には三遠南信自動車道が開通し、東三河、遠州まで1時間程度で行けることが期待できます。東三河、遠州の人口は約100万人～150万人程度かなあというふうに思っています。長野県内から他県へ1時間程度で行ける範囲で人口が多い地域になっております。

また、天竜川水系は、佐久間ダム、平岡ダムができるまでの間、東三河、遠州と江戸時代から帆かけ船において経済活動が活発に行われ、渡場には船着き場があったということです。

南信州の各市町村は、三遠南信自動車道早期開通に努力しているというふうにいるんなところで聞いたり、いろいろ確認をしておりますが、村はどうでしょうか。

○村 長 三遠南信道路建設促進期成同盟会、会長は阿部長野県知事でございます。建設促進のために年1回の総会を開催して運動方針を確認し、国土交通省中部地方整備局、国土交通省本省、担当は道路局になりますが、に要請行動、国会議員の案内で財務省関係の主計官に要請を行うなど活動しております。上伊那郡下市町村、愛知県の関係市町村長も同盟会の会員として活動ということでございまして、中川村は上伊那の南端でありますので、特に上伊那の代表として、ほかの皆さんが行けないときには要請行動には必ず行っております。

○5 番 (松村 利宏) 安心しました。ぜひ上伊那代表でしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。

次に、伊那谷の利点というのは、御存じのとおり南アルプス国立公園、現在、国に国立公園を申請中の中央アルプスの3,000m級の山々が天竜川を挟んで東西に眺望できることだというふうに思っています。

三遠南信自動車道開通後、伊那谷に住む人々が海に行く場合は太平洋、三河湾へ行くことになるかと思えます。

東三河、遠州の人々は、山に行く場合どうでしょうか。伊那谷で2つのアルプスがよく見える地域は、ここ中川村、駒ヶ根市、宮田村、飯島町、松川町だと思いますが、どうでしょうか。

○村 長 我が地こそという言い方は、恐らくほかの皆さんもされるんでしょうけど、そのと

おりだと私も思っております。

○5 番 (松村 利宏) 私もそう思います。

私は最近、ここ2年間、安曇野市、ここで、仕事の都合上、向こうにひとりで住んでいました。皆さん、北アルプス、安曇野あたり、松本を含めて、北アルプスを見られたことはあるかと思うんですが、この中で何人かおられるかもしれませんが、2年間、約2年間ずっとそこで見ていたっていう方は余りおられないのかなあと思えます。私の印象は、最初は、非常に松本から、塩尻ぐらいから白馬のほうまでずっと見えるので、なかなか眺望できていいなあという感じでいたんですが、確かにきれいなんです。きれいなんだけど、その片方の方向しか見えないんですね。見えるのはいつも大体平らなんで、ずっとあそこは、同じ景色なんですね、常に。ただ、四季によって雪があったり、なかったりというのはあります。

翻ってみると、中川村は河岸段丘のために、どこに行っても両サイドにありますから、中央アルプスと南アルプスが、山が見える、もう景色が常に違うというところが、非常に常に新鮮になるというところが売りかなあというふうに思っています。確かに安曇野も決してだめだというわけじゃなくて、非常にいいところだと思いますけれども、そういうところをまたさらに売りにしていくということが大事だと思いますので、今村長さんが言われたとおり、しっかりとその辺のところを売り、もう一個の見方、いろんな見方があるというのを理解してやっていただければというふうに思っています。

続きまして、伊那谷と東三河、遠州は、江戸時代から天竜川を利用した経済交流、文化圏でしたが、中央自動車道が開通してから、伊那谷と東三河、遠州は、なかなか中央高速沿いで物流も全部行ってしまいますんで、縁遠い地域となっています。三遠南信自動車道開通後は、時間の短縮のみでなく、海と山、ミカンとリンゴ、津波がなく防災上の安定度から伊那谷と東三河、遠州とのさまざまな交流が期待できると思えますが、いかがでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおりかなと思っております。

天竜川と東三河との経済的、文化的結びつきというのは、今さら言うまでもないかと思っております。

実は、SENAといたしまして三遠南信地域連携ビジョン推進会議という会議があります。この中の参加町村として今活動しております。災害時の相互応援協定、自動車道の建設促進など、具体的な目標を持って成果を積み上げておるところでございます。

SENAにつきましては、分科会を設けて連携できる可能性を広く探っておるところでありまして、市町村だけではなくて、商工会議所、国土交通省など国の機関も参加するかなり大きな所帯で活動しております。

○5 番 (松村 利宏) その中で、やはり今ありましたリンゴとかミカンの農産物の交流とか、体験交流とか、海と山との各種体験交流とか、それから災害ボランティアっていうのも全然違う意味で、向こうは津波というのがありますけれども、こちらも含めて、そういういろんな関係、いろんなところをやっていくことによって人事交流がもっと活発になるかというふうに思っております。そういうのを利用しながら、今後いろん

なプログラムを作成してもらって検討していくことが必要かと思ひますんで、また、しっかりと、そういう面でもお願いしたいというふうに思っています。

次に、南信州各市町村は、静岡県、愛知県各市町村と三遠南信自動車道開通後の地域連携を図るためさまざまな検討を実施しているわけですが、中川村は、南信州の松川町、大鹿村と隣接しており、南信州広域連合各市町村と上伊那広域連合各市町村の連携を図ることができるパイプ役となり、伊那谷の活性化に寄与すべき地理的特性があると思ひますが、先ほど村長さん言いましたが、しっかりと上伊那の代表でいろいろ参加されているってことですが、どうでしょうか。

○村長 両者を取り持つように思われるのは松川町に接しているからだと思ひわけでありませぬけれども、初期から参加をしております飯田市、下伊那郡の全町村、これは南信州地域と申し上げたいと思ひます。と、昨年度、全市町村が正式に加盟した、SENAに加盟して活動しております上伊那郡の市町村とでは、実は伊那谷の名称で、例えば長野県を南信州じゃないだろう、伊那谷でしようという言い方を上伊那の皆さんするわけです。であります、ちょっとそこそこでも、飯田市さんに、その名称も、これ、名称って結構大事なことで、名称もどうでしょうかという、伊那谷でということ、飯田市さんにもかなり骨を折っていただいたんですが、いや、下伊那の皆さんは、ずっともう過去20数年このことでやってきているという自負もありますし、南信州だということ、伊那谷を代表することになっております。つまり、このような状態でごさいます、正直申し上げて、北に行くほど、まだまだSENAという大きなところでの経済圏、文化圏、こういったものの結びつきをみんなどうにしていこうってところには——と将来発展です、もちろん、これにはちょっと温度差があることも事実であります。村は、今の位置関係の中ですべきことはしていくというのは、先ほど三遠南信の中でも立ち位置はきちっと申し上げておるわけありますので、こういうことをしながら、将来この道路があいてくる、リニアもあくでしようということになったときまでに、すべきことはしますけど、ちょっと、両者をうまく結びつけていく、こういうパイプ役っていう中には、なかなか立ち切れておりませぬ。

○5番 (松村 利宏) そこ、なかなか行政の狭間があるということで、難しいかと思ひますが、また次の質問で、また出てくると思ひますので、そこで質問させていただきます。

上伊那は昨年10月、上伊那地方の観光振興を官民一体で進める地域連携DMO、地域の関係者全員が知恵を出し、客観的なデータと分析に基づき戦略を策定して実践、稼ぐ力を意味出すネットワークとして伊那谷観光局が発足しました。

下伊那はことし1月、下伊那地方の観光振興の官民一体で進める地域連携DMOとして南信州観光公社が発足しました。

伊南地域においてもDMO設立の今準備をしているというふうに認識しています。

南信州の各市町村は、静岡県、愛知県各町村と三遠南信自動車道開通後の地域連携を図るためさまざまな検討を実施しています。

今村長からありましたが、上伊那もこれには入っているよというところはありませんけれども、伊那谷全体が静岡県や愛知県とつながり、DMOにより快適な暮らしが営めることができるようにすることが大切と考えます。

中川村は伊那だの地理的中心であり、上伊那地域と下伊那地域の文化を共有している地域です。

中川村、飯島町、松川町、大鹿村は、特に歴史、伝統、文化が一体化された地域であり、南アルプス、中央アルプスの景観が伊那谷の中で最も美しい地域となります。

中川村は、伊南地域の一員として長野伊那谷観光局、南信州観光公社と情報を共有していくことは重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○振興課長 今進んでおりますDMOのほうの区分をさせていただきますと、県全体を区域とします広域DMOについては県下で取り組んでおりますが、これについてはインバウンド、県内観光、2次交通といったものを役割としております。

伊那谷観光局につきましては、地域連携DMOということで、上伊那地域の市町村を構成員としまして、上伊那地域へのインバウンド、2次交通、旅行商品の造成を役割としております。

設立中の伊南DMOにつきましては、これは地域DMOという区分になりますが、この地域への誘客、国内プロモーション、旅行商品の造成などの役割を負いながら、それぞれ連携をしながら相乗効果を高めることとしております。

下伊那地域のDMOの南信州観光公社につきましては、基本的には下伊那地域の市町村を区域としておりますけれども、中川村は上伊那で唯一このDMOの構成員となっております。その中で農家民泊の取り組み等を連携して行っているところがございます。

伊那谷観光局、また南信州観光公社の双方に参加をしまして、上伊那相互の、また両方の文化を共有しているという点では中川村の強みというふうに考えております。

伊那谷を訪れる観光客の目線からすれば、町村境はもちろん、上下伊那の区分っていうものは意味を持たないのかなあというふうに思っております。伊那谷全体、または行政界に限らず、関係市町村の観光資源を活用すれば相乗効果が期待できるというふうに思っております。

中川村は、伊那谷、南信州、伊南のDMOに参加している強みを生かして、双方の情報を発信できる場を整えていけば、中川村への訪問客、滞在客も増えると考えられ、連携や情報の提供は進めていく予定でございます。

○5番 (松村 利宏) 今、下伊那のほう、要するに、南信州観光公社との連携もとれているという、入っているということですので、しっかりとやってもらわなければならないんですが、しかしながら、中川村自身の中においても、先ほどから6番7番の議員が質問されたとおり、陣馬形とか四徳とか望岳荘、それから城址公園、アンフォルメル美術館、銀河ドーム、小渋湖温泉も含め、各種商店とか農業、林業、全てを含めて、一年間を通して中川村にいろんなお客さんが来られると、もしくは滞在できるという各種プログラムをつくっていくことが必要だというふうに思っています。これは何個あってもいいかと

思います、プログラムは。そこでいろんなものを連携していくということが必要になってくると、この中で重要なキーワードとしては、やはり来られたお客さん、快適でないとなかなか難しいかと思えますので、そういうキーワードをしっかりと持ったプログラムをつくっていただくと、それをもって、今課長からありましたとおり、それぞれのDMOと連携をとって、中川村にさらにお客さんを呼び込むという戦略が必要になってくるかと思えますので、その辺もしっかりとやっていただければというふうに思います。

続きまして、伊那谷は上伊那郡、下伊那郡の2つの行政区分に区分されており、中川村は伊那谷の地理的中心でありながら、その利点を活用できていないというふうに思っています。

伊那谷は、伊那市地域の周辺地域とか、飯田市周辺地域に大きく区分され、中川村を含む飯島町、松川町、大鹿村はどうしてもちょっと山の中に入ってしまうわけですが、この地域は、谷間っていうわけじゃないんですけども、伊那市地域とか飯田地域から見ると、今までもずっとという感じが、何かおくられているっていうわけじゃないんですけども、そういうふうにとられがちだというふうに思っています。この主な原因ってというのは、各自治体が十分な地積を持ちながら、JR飯田線もあり、中央道の松川インターもあり、国道153号線、広域農道等、主要道路もあり、それから松川高校、赤穂高校も含めてあって、それから共通的な歴史、文化を保有しながら、どうしても上伊那郡、下伊那郡っていう2つの行政区域の境界にあるという理由で、先ほど村長からもありましたとおり、60年間なかなか連携がとれなかったというのも大きな要因かというふうに思っています。

リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の整備が進むことより、大都市や海外との行き来が活発になってきます。伊南地域、松川町、それから大鹿村が連携し、伊那谷大3の拠点地域として生き生き暮らし続けられる地域、快適に暮らせるところ、要するに、商店街がいっぱい来るとか、そういうイメージじゃなくて、やはりここはいつ来ても、やはり快適さがあるというエリアにするという観点で第3の拠点という言い方をさせてもらいましたけれども、そういうふうにしていくことが必要かと思いますが、いかがですか。

○村長 第3の拠点とか第3極とか、よく、なかなかおもしろい発想でよろしいんじゃないかなあと私は思います。

中川村を初め伊南地域、松川町、大鹿村の住民が暮らしやすい誇れる市町村になるような、やっぱりまちづくりをしていくच्छゅうことが、やっぱり鍵になるだろうと思います。

今それぞれの皆さん努力をしておるわけでありましてけれども、外から訪れる観光客は、または遠州、東三河の住民の皆さんから見た当方の魅力がやっぱり十分伝わっていくことが重要だろうと思っております。

訪れる方には自治体の境界はないわけでありまして、それぞれの地域のブラッシュアップというか、魅力を引き出していく、これがそれぞれお互いに競争しながら、

いいところをお互いに高めていくということだろうと思います。そういう意味で、共通の地域にあるという認識は持っておりますので、そのことを感じながら、これから進めてまいりたいと思っておりますが、組織としますと、観光協会だ南信州だっていうところではなかなか話ができませんので、実は、中部伊那というような理解もありますけれども、実際この関係ではよく一緒になります。ただ、もう少し駒ヶ根あたりまではちょっと入っていませんけれども、伊南DMOも含めて、いろいろ地域づくりには、こんなような話も市町担当者の中でやっぱり出していくことが必要かなあと思っております。

○5 番 (松村 利宏) この際、今各町村がしっかりと自分のいいところをしっかりとつくっていくということが重要だということでありましたが、村も、やはり歴史、文化、景観とか自然、いろんな事業あるわけですがけれども、やはり村民みずから自分たちの歴史とか、例えば陣馬形へ上がったら、その後あの上で県外の方といろいろ説明できると、みずからが、そういうようなみずからが案内できるということも極めて重要になっていくかと思えます。これ、今後いろんな方が来られるときに村民みずからがPRすると、してあげるっていうのが、情報発信っていうのはインターネットだけじゃなくて、実際に来てくれた人たちに対してそういうふうにはPRしていくっていうのも重要だと思えますので、そういうこともいろんな施策を考えていただくということが必要かというふうに思っています。

それから、そうすると、もう一つ必要になってくるのは、やはり、小学校、中学校、幼稚園含めて、中川村っていうのは非常に手厚くいろんなことをやっていただいているというふうに私も思っておりますが、やはり高校っていう観点で見たときに、今いろいろ、上伊那でいろいろやっていますが、それはちょっと置いておいて、やはりここにあるのは下伊那の松川高校、近傍ですね、それから赤穂高校と駒ヶ根工業高校っていうのがあるわけですがけれども、ここも含めて、今後、子どもたち、中学生のニーズに合ったものにしていくと、要するに、人数は少ない高校なのかもしれないけれども、そういうニーズに合ったものをできるだけ近い所、飯田、我々は飯田のほうへかなり行っているわけですがけれども、そういうのも含めてやっていくというのも重要になってくるというふうに思っております。

それから、中川村の総合戦略の中で中川村におけるまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立で近隣の市町村との連携による仕事の確保を目指すというふうにあります。やはり、ここでいう村内へでかい企業を持ってくるとか、そういうのはなかなか難しいかと思えます。しかしながら、村内での雇用っていうのは生み出していくことをずっと続けていく必要があると思えます。その中で、特に松川町、飯島町というところ、もしくは駒ヶ根市、近傍あたりにそういう仕事ができるようなところをしっかりと見つけることにより、中川村はよりベッドタウン的にいくということも一つあるかと思えますので、そういうのも含めて中期的に検討していくことが必要かと思えます。

次に、日本における価値観の変化は、「お金が欲しい」「贅沢をしたい」から「一番欲しいものは快適さ」に変化していると言われております。

旅行する人の約3割は移住先を探していると言われています。

長野県は移住したい地域として2年連続1番になっております。その理由が「都市部に近いから」が多数を占めました。ここは、多分私は、佐久とか、新幹線ができたんで佐久市、佐久とか、あの辺のところ非常に近いわけですね、東京から。そういうことで、昔から佐久ブランドというかはあったわけですけども、そういうことになるかと思えます。

しかしながら、今後はリニアになると、伊那谷というか、南信州というか、というところが非常に重要になってくると、それから三遠南信道ができると中部地方、静岡県を含めて、この辺のエリアも含めると相当な人数が考えられます。

そういうところで、今後、企業っていうのは都会にオフィスの一部を残し、働く場所が快適である地域に移転するという事は十分考えられるというふうに思っています。でかい企業じゃなくて、こういうちっさいのも来る可能性もあるわけです。

また、都会に住む家族は快適さを求めて移住することが当然考えられます。

村は、企業が展開できる地積とか、家族等が住む、ちょっとした家じゃなくて、もう既に家があったら、そこには家庭菜園ができる、もしくはそこに林があって、そこでちょっとゆっくり、要するに軽井沢の郊外のイメージをちょっと思い出して、ああいうエリアに中川村は今でも十分できるかというふうに思っています。そのままなのかもしれません、中川村は。そういう観点で、今後の農地、土地の活用とか、そういうのもしっかりと中期的に考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 いわゆる企業誘致に関しましては、大規模のものは非常に難しい、これは過去にもそうでありました。そういうことで、今、高度情報化の社会になっております。もちろんリニア中央新幹線など高速交通網が発達することによって働き方やライフスタイルの変化が予想されるわけでありまして。そういう中で、小規模の事業者ですとか起業家などの誘致は十分に考えられる、チャンスはあるというふうに思っておりますけれども、問題は、やはり何を売りにしていくか、なぜここで、中川村での起業なのかという、そういうことだと思ってるので、そこんところをやっぱり追求していかないとダメかなあと思っております。

それから、今300坪というお話が出ました。住居と附属屋が例えばある農家住宅の規模であろうかなというふうに思うわけでありまして。このサイズであれば、空き家の活用のほかに、新たに用地を求めるとしても、中川村でも取り組みやすいということは十分考えられます。そうした物件や適当な場所、候補地の拾い出しは今後必要になってくるだろうと思っております。需要が見込めるのであれば、準備をしていくことにはやぶさかではございませんが、問題は、いろんな、今申し上げたようなライフスタイルが日本で本当に定着するかどうかということが鍵になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今お答えいただいたとおり、今後の展望を見ていかないとなかなか難しいと思いますが、そういうことも加味しながら中期的な計画をしっかりと立ててもらいたいというふうに思います。

○議 長 以上で終わります。

これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)。

[午後3時45分 散会]